

大蔵村地域防災計画

【震災対策編】

大蔵村防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的及び構成	1
第2節 本村の特質と災害要因	2
第3節 震災の想定	7
第4節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第2章 災害予防計画	24
第1節 地震に関する調査研究体制	24
第2節 地震観測体制の整備計画	25
第3節 防災知識の普及計画	26
第4節 地域防災力強化計画	30
第5節 災害ボランティア受入体制整備計画	35
第6節 防災訓練計画	38
第7節 避難体制整備計画	40
第8節 救助・救急体制整備計画	45
第9節 火災予防計画	47
第10節 医療救護体制整備計画	50
第11節 地震防災施設等整備計画	52
第12節 防災用通信施設災害予防計画	53
第13節 地盤災害予防計画	55
第14節 孤立集落対策計画	57
第15節 建築物災害予防計画	59
第16節 輸送体制整備計画	63
第17節 各種施設災害予防計画	65
第1 道路施設災害予防計画	65
第2 土砂災害防止施設災害予防計画	68
第3 河川施設災害予防計画	71
第4 農地・農業用施設災害予防計画	72
第5 電力供給施設災害予防計画	74
第6 電気通信施設災害予防計画	76
第7 上水道施設災害予防計画	78
第8 下水道施設災害予防計画	81
第9 危険物等施設災害予防計画	84
第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	85
第19節 文教施設における災害予防計画	87
第20節 要配慮者の安全確保計画	90
第21節 積雪期の地震災害予防計画	95
第3章 災害応急計画	97
第1節 応急活動体制	97
第1 災害対策本部	97
第2 職員の動員配備体制	103
第3 広域応援・受援体制	104
第4 広域避難計画	106

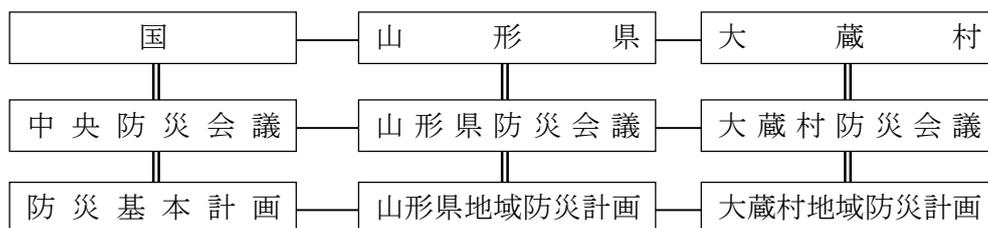
第5	自衛隊災害派遣計画	108
第2節	情報収集伝達計画	112
第1	通信計画	112
第2	地震情報等伝達計画	113
第3	災害情報の収集・伝達計画	116
第4	広報計画	117
第3節	避難計画	120
第4節	避難所運営計画	124
第5節	災害警備計画	129
第6節	救助・救急計画	132
第7節	消火活動計画	134
第8節	医療救護計画	136
第9節	遺体対策計画	138
第10節	交通輸送計画	140
第1	輸送計画	140
第2	道路交通計画	142
第11節	各種施設災害応急計画	144
第1	土砂災害防止施設災害応急計画	144
第2	河川施設災害応急計画	146
第3	農地・農業用施設災害応急計画	148
第4	電力供給施設災害応急計画	149
第5	ガス供給施設災害応急計画	151
第6	電気通信施設災害応急計画	152
第7	上下水道施設災害応急計画	154
第8	危険物等施設災害応急計画	157
第12節	農林水産業災害応急計画	159
第13節	生活支援計画	161
第1	食料供給計画	161
第2	給水計画	163
第3	生活必需品等物資供給計画	165
第4	保健衛生計画	167
第5	廃棄物処理計画	171
第14節	文教施設における災害応急計画	173
第15節	要配慮者の応急対策計画	176
第16節	応急住宅対策計画	179
第17節	災害救助法の適用に関する計画	184
第18節	自発的支援の受入計画	187
第4章	災害復旧・復興計画	189
第1節	民生安定化計画	189
第2節	金融支援計画	192
第3節	公共施設等災害復旧計画	194
第4節	災害復興計画	197

第1章 総則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、大蔵村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。



〈国、山形県及び大蔵村の防災会議並びに防災計画の体系〉

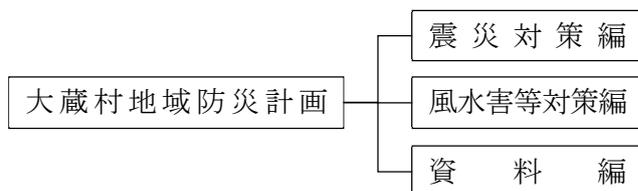
2 防災の基本理念

災害を完全に防ぐことは不可能である。そのため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備える。

3 計画の構成

本計画は、災害別に震災対策編、風水害等対策編で構成し、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。

また、本計画に必要な関係資料等を資料編とした。



4 計画の修正

本計画は、法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正する。

第2節 本村の特質と災害要因

1 自然環境

(1) 地形

本村は出羽丘陵の南限に当たり、南は朝日連峰に連なっている。月山(1,984m)と葉山(1,462m)が東西方向に並び、両火山の中間に黒盛山(1,073m)、三合山(1,090m)、小岳(1,226m)、赤砂山(1,015m)、高倉山(1,054m)、虚空蔵岳(1,090m)等の1,000m級の山地がそびえている。また、大葉山(520m)、倉下山(390m)、鍋倉山(238m)等の低い丘陵が並んでおり、出羽丘陵の名残をとどめている。

月山―葉山を結ぶ稜線は、銅山川流域と寒河江川流域の分水嶺となっており、さらに西村山郡と最上郡との郡境でもある。

本地域には、いくつかの火山地形がみられる。最上台・深沢野・湯ノ台・今小屋野・塩台等には台地が発達している。これは、肘折カルデラ形成に伴って噴出した火砕流によって作られた地形である。このシラス台地は融雪期、梅雨期には土砂崩れが起きやすく、大規模な地すべり地形も多く認められる。

また、肘折カルデラ西方には、高倉山・赤砂山・大森山をとりまく範囲に大きな陥没地形がみられる。開折が進んでいるため完全な原型はみられないが、中心部に湖成層があることからカルデラと考えられる。

一方、銅山川及び最上川沿いは、低平な沖積低地となっており、その合流付近では段丘地形がみられる。

(2) 地質

本村の地質構成は、第三紀の花崗岩類、新第三紀、古期及び新期火山に大別される。

村南端から朝日岳に至る地域には、花崗岩類が分布している。その他の山地は、新第三紀の火山性岩類(集塊岩及び凝灰角礫岩)、砂岩、泥岩が分布している。一方、肘折カルデラの北側には、肘折カルデラが起源の軽石堆積物(シラス)が分布している。

(3) 活断層

本村周辺に分布する主要活断層は、新庄盆地断層帯及び山形盆地断層帯である。

新庄盆地断層帯は、その分布形態から新庄盆地断層帯東部と新庄盆地断層帯西部に区分される。そのうち、新庄盆地断層帯西部は、最上郡鮭川村から大蔵村に至る断層帯で、長さは約17km、ほぼ南北方向に延びており、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。

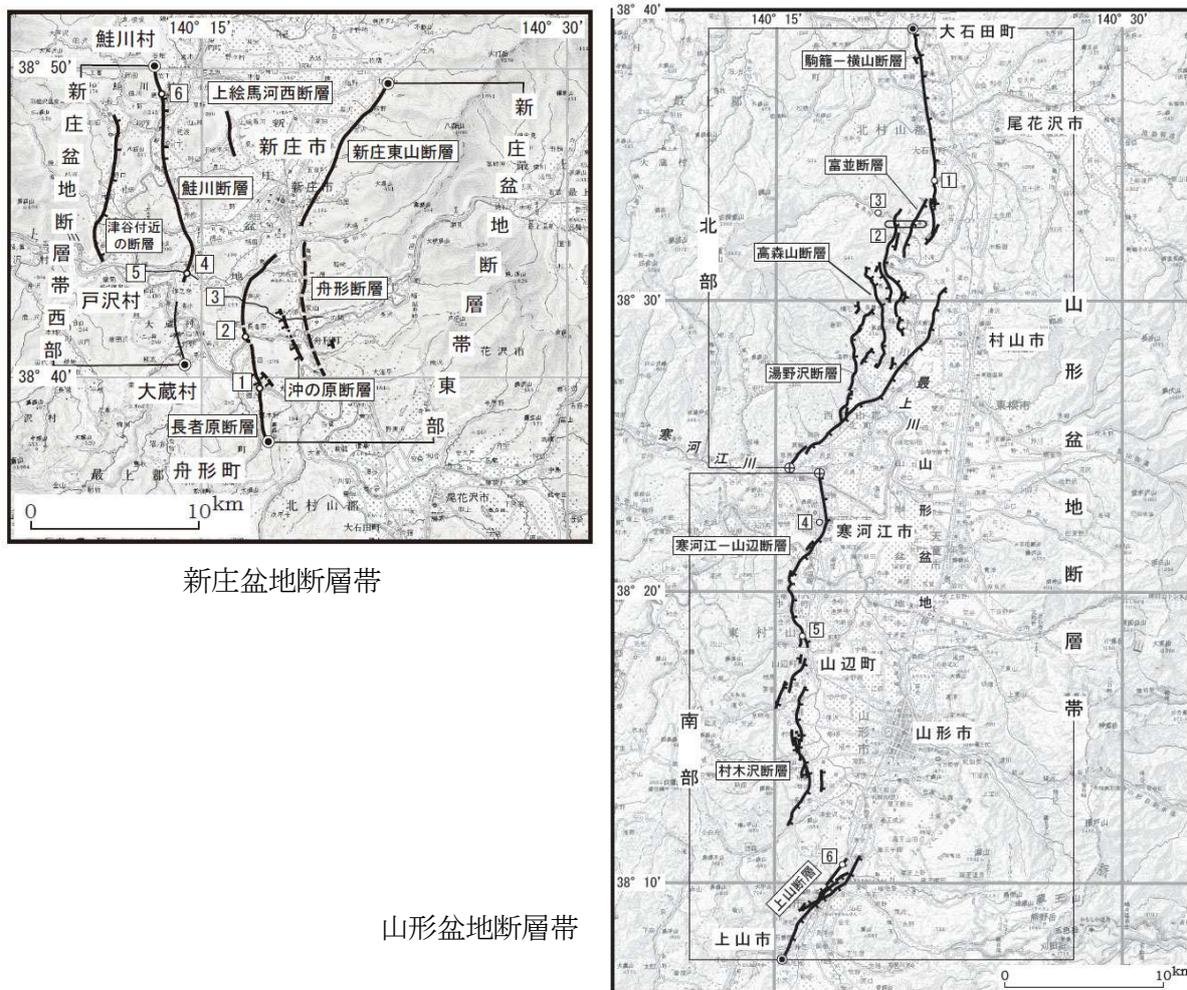
一方、山形盆地断層帯は、山形盆地の西縁に位置し、山形盆地断層帯北部と山形盆地断層帯南部に区分される。山形盆地断層帯北部は、北村山郡大石田町から寒河江市に至る断層で、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。

地震調査研究推進本部により、30年以内の地震発生確率は、新庄盆地断層帯西部がAランク(0.6%)、山形盆地断層帯北部はS*ランク(0.003~8%)として公表*されている。

※発生確率の基準日はR3.1.1現在(R3.1.13公表)

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」と表記している。

※地震後経過率(最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値)が0.7以上である活断層は、ランクに*を付記している。



〈活断層分布図（地震調査研究推進本部による）〉

(4) 気象

本村の気象は内陸性気候を示し、年間の平均気温は10℃前後になる。地形的に南部山間部と最上川、銅山川沿いに開けた北部低地部に分けられ、山間部は低地部に比べて降水量が著しく多い。特に、南部山間部は、最深積雪は4mを超える豪雪地帯であり、本村は特別豪雪地帯に指定されている。

2 社会環境

(1) 人口

本村の人口は3,028人、世帯数は945世帯となっている（令和2年国勢調査）。令和2年国勢調査での65歳以上の高齢人口は、39.2%となっており、県（33.8%）、全国（26.6%）を上回っている。また、高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、ねたきり高齢者や一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想される。

(2) 交通

本村を南北に国道458号が通り、役場のある清水地区と肘折地区を結んでいる。

3 既往災害

山形県及びその付近で発生した地震は、次のとおりである。

〈主な地震記録と被害概況〉

番号	発生年月日	地震名称 又は 震央地名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
1	850年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国地大いに震い、国府井口（山形県飽海郡本楯村樋口）の地山谷所を易ふ。又、海波を颯げ圧死するもの多し。
2	1804年7月10日 22時 (文化元.6.4)	象潟地震 (羽前・羽後)	39.1	140.0	7.0	由利郡、飽海郡、田川郡の被害大。特に、象潟では潰れた家532戸、死者63人。この地震全体では、潰家5,500、死者333人。津波を伴い、余震多し。また、陸地隆起（最大2m位）して、象潟湖干潟となる。
3	1833年12月7日 15時 (天保4.10.26)	羽前佐渡 (庄内沖)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。山形県南部では水死38人、家屋流失158、船流失305、山形・新潟県境では潰家270戸、佐渡では家屋流失79、家屋全半壊460、津波は北海道から能登半島までに及んだ。
4	1894年10月22日 17時35分 (明治27)	庄内地震	38.9	139.9	7.0	被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。被害者は、死者726人、負傷者1,060人、家屋全壊3,858戸、半壊2,397戸、破損7,863戸、焼失2,148戸、余震多し。
5	1896年8月31日 17時6分 (明治29)	陸羽地震 (羽後陸中境付近)	39.5	140.7	7.2	被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土蔵の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震より強く感じた。
6	1897年2月20日 5時50分 (明治30)	宮城県沖	38.1	141.9	7.4	天童で住宅小被害。
7	1933年3月3日 2時31分 (昭和8)	昭和三陸地震	39.2	144.5	8.1	震度3：山形市（山形県下一円3）。軽微な被害、家屋損壊7（庄内4、村山3）、その他軽被害。
8	1939年5月1日 14時58分 (昭和14)	男鹿地震	40.1	139.5	6.8	震度4：酒田市、震度2：山形市。弱い津波あるも被害なし。
9	1944年12月7日 1時27分 (昭和19)	左沢地震	38.3	140.1	5.5	震度3：山形市（震源地付近震度：6）。大江町本郷荻野付近納屋倒壊1、このほか、土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常数戸あり。左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり。地鳴りを伴い余震多数。
10	1964年5月7日 16時58分 (昭和39)	秋田県沖	40.3	139.0	6.9	震度4：酒田市、震度2：新庄市、震度1：山形市。秋田山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れ、列車一時不通、弱い津波発生。
11	1964年6月16日 13時1分 (昭和39)	新潟地震	38.4	139.2	7.5	震度5：酒田市、新庄市、震度4：山形市。被害は県全域に及んだが、庄内地方ほど大。津波も発生したが、被害はほとんどなし。県内の被害は、死者9人、負傷者91人、住宅全壊486戸、半壊1,189戸、床上浸水16戸、床下浸水23戸、一部損壊42,077戸、非住家被害1,772戸、水田流失埋没787箇所、道路損壊185箇所、橋梁流失4箇所、堤防決壊6箇所、山崩れ35箇所、鉄道被害22箇所、通信被害458回線、船舶破損4艘、被災世帯1,505件、被災者概数7,331人。

番号	発生年月日	地震名称 又は 震央地名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
12	1968年5月16日 9時48分 (昭和43)	1968年十勝 沖地震	40.7	143.6	7.9	震度4:酒田市、震度3:山形市、新庄市。 被害は、非住宅被害(中山町)1、停電(上市市・中山町)約1,800戸
13	1972年8月20日 19時9分 (昭和47)	山形県庄内 地方	38.6	140.0	5.3	震度3:酒田市、新庄市、震度1:山形市。 鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電6,000戸等の軽被害。
14	1978年6月12日 17時14分 (昭和53)	1978年宮城 県沖地震	38.2	142.2	7.4	震度5:新庄市、震度4:山形市、酒田市。 被害は、交通障害、電話回線の不通等の広範囲にわたる。この他、負傷者1人、住宅全壊1戸、一部破損非住家被害2戸、道路損壊4箇所、停電19万戸に達し、被害総額は5億円を超えた。
15	1983年5月26日 11時59分 (昭和58)	昭和58年 (1983年)日 本海中部地 震	40.4	139.1	7.7	震度4:酒田市、震度3:山形市、新庄市。 被害は、建物一部破損1戸、道路損壊1箇所、船舶沈没9艘のほか、文教施設23戸、停電(酒田市)560戸、水道管破裂や電話不通等の被害があった。
16	1996年8月11日 3時12分 (平成8)	秋田県内陸 南部	38.9	140.6	6.0	震度4:新庄市、震度3:酒田市、金山町、震度2:鶴岡市、山形市、白鷹町。 負傷者(最上町)12人、住家一部破損(最上町・尾花沢市)8戸、道路損壊6箇所、河川1箇所の被害があった。
17	1999年2月26日 14時18分 (平成11)	秋田県沖	39.2	139.9	5.3	震度5弱:遊佐町、震度4:酒田市、震度3:鶴岡市、三川町、庄内町、真室川町、戸沢村、震度2:大蔵村、新庄市、村山市、南陽市ほか10市町、以下省略。 住家一部破損217戸、公共施設一部損壊13施設(遊佐町12、酒田市1)、道路損壊7箇所、河川被害1箇所、停電1,038戸(酒田市)、断水113戸の被害があった(公共施設1施設と停電以外は全て遊佐町に被害が集中)。
18	2003年5月26日 18時24分 (平成15)	宮城県沖	38.8	141.7	7.1	震度5強:中山町、震度5弱:最上町、村山市、震度4:大蔵村、酒田市、新庄市、山形市、米沢市ほか20市町村、以下省略。 負傷者(山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1)10人、住家一部破損2棟、非住家一部破損19棟、文教施設60箇所、道路損壊14箇所、河川1箇所等の被害があった。
19	2003年7月26日 7時13分 (平成15)	宮城県中部	38.4	141.2	6.4	震度4:新庄市、最上町、村山市、中山町、震度3:大蔵村、酒田市、真室川町、山形市、南陽市ほか20市町村、以下省略。 負傷者(山形市、山辺町)2人の被害があった。
20	2004年10月23日 17時56分 (平成16)	平成16年 (2004年)新 潟県中越地 震	37.3	138.9	6.8	震度4:酒田市、村山市、山辺町、中山町、河北町、川西町、小国町、震度3:鶴岡市、三川町、遊佐町、庄内町、最上町、舟形町、戸沢村、山形市、寒河江市、上市市、天童市、東根市、西川町、朝日町、大江町、尾花沢市、大石田町、米沢市、長井市、南陽市、白鷹町、飯豊町、震度2:大蔵村、新庄市、高島町ほか2町村、以下省略。

番号	発生年月日	地震名称 又は 震央地名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
21	2005年8月16日 11時46分 (平成17)	宮城県沖	38.2	142.3	7.2	震度4：鶴岡市、酒田市、三川町、遊佐町、庄内町、新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、尾花沢市、米沢市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、震度3：11市町村。 負傷者（天童市）1人。 住家一部破損1棟、非住家一部破損3棟、文教施設一部破損3箇所等の被害があった。
22	2007年7月16日 10時13分 (平成19)	平成19年 (2007年)新潟県中越沖地震	37.6	138.6	6.8	震度4：上山市、山辺町、中山町、西川町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、震度3：大蔵村、酒田市、最上町、山形市、米沢市ほか14市町、以下省略。 被害なし
23	2008年6月14日 8時43分 (平成20)	平成20年 (2008)岩手・宮城内陸地震	39.0	140.9	7.2	震度5弱、最上町、震度4：大蔵村、酒田市、新庄市、村山市、白鷹町ほか17市町村、以下省略。 人的・物的被害なし。
24	2008年7月24日 0時26分 (平成20)	岩手県沿岸北部	39.43	141.38	6.8	震度4：鶴岡市、酒田市、最上町、村山市、中山町、震度3：大蔵村、遊佐町、新庄市、山形市、米沢市ほか23市町村、以下省略。 人的・物的被害なし。
25	2011年3月11日 14時46分 (平成23)	平成23年 (2011年)東北地方太平洋沖地震 『東日本大震災』	38.1	142.9	9.0	震度5強：上山市、中山町、尾花沢市、米沢市、震度5弱：大蔵村、酒田市、新庄市、村山市、南陽市ほか15市町村、以下省略。 県人2名が山形市内、南相馬市内で死亡。 余震を含めて、その他重傷者10、軽傷者35、住家被害（半壊14、一部損壊1,249）、非住家124等の被害があった。
26	2011年4月7日 23時32分 (平成23)	宮城県沖	38.2	141.9	7.2	東北地方太平洋沖地震の余震 震度5弱：新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町、震度4：24市町村、以下省略。 1名が尾花沢市内で死亡。
27	2011年4月11日 17時16分 (平成23)	福島県浜通り	36.9	140.6	7.0	東北地方太平洋沖地震の余震 震度5弱：上山市、山辺町、中山町、白鷹町、震度4：大蔵村、酒田市、村山市、米沢市ほか13市町、以下省略。
28	2019年06月18日 (令和元)	山形県沖	38.6	139.5	6.7	震度6弱 鶴岡市 震度5弱 酒田市、三川町、大蔵村 震度4 22市町村、以下省略。 山形県内で重傷者3、軽傷者25、住家被害（半壊4、一部破損940）

※同一市町村内に複数の震度計が設置されている場合、観測した最大震度を示す。

(山形県地域防災計画、総務省消防庁被害報等による)

第3節 震災の想定

1 山形盆地断層帯の地震

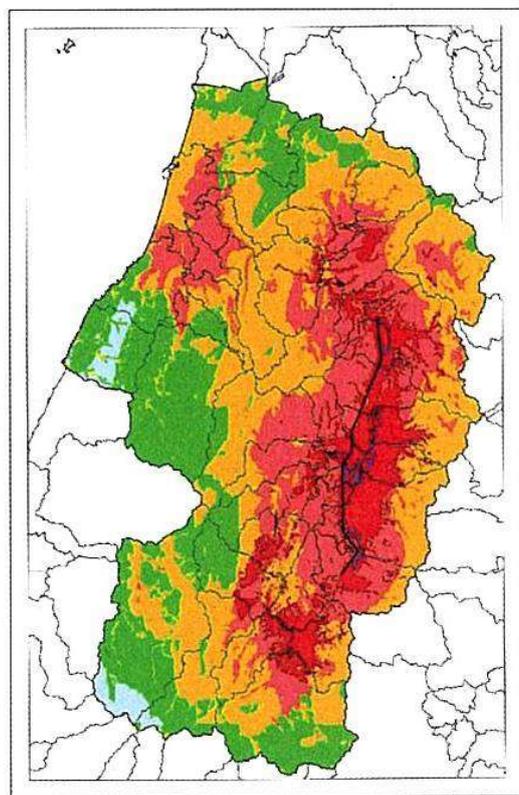
県は、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）に基づき、山形盆地断層帯の地震について、山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）を実施した。調査結果は、次のとおりである。

(1) 想定地震

山形盆地断層帯の北端に位置する駒籠—横山断層に約10km、富並断層から湯野沢断層に約20km弱、寒河江—山辺断層から村木沢断層に約20km、山形盆地断層帯の南端に位置する上山断層に約5kmの直線断層を含む折線により約60kmの起震断層を震源域とする地震を設定した。

(2) 震度

村山、最上、置賜の各地域の都市部が震度6強以上、震源近くの河川沿いでは一部震度7、各地域で震度5弱から震度6強が想定された。本村は最大震度6強が想定された。



〈山形盆地断層帯の地震による震度分布図〉

(3) 被害概要

県内の被害は、次のとおりである。

村山地域を中心に最上地域や置賜地域でも被害が発生する。被害の大部分は村山地域に集中するが、建物や死傷者、交通施設等について全県的に被害が発生する可能性がある。

〈山形盆地断層帯の地震による被害〉

想定項目	発災ケース			想定項目	発災ケース		
	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間		冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
地震規模	M7.8			全半壊建物罹災者	207,814人	206,504人	175,366人
震度	震度4～7				16.2%	16.4%	13.7%
建物全壊	34,792棟 6.5%	34,792棟 6.5%	27,597棟 5.2%	避難所生活者(ピーク時)	95,553人 7.5%	94,688人 7.5%	78,790人 6.2%
建物半壊	54,397棟 10.2%	54,397棟 10.2%	48,347棟 9.1%				
出火	397件	156件	38件	上水道断水世帯	202,444世帯 58.1%	202,444世帯 58.1%	199,256世帯 57.2%
建物焼失	840棟 0.2%	297棟 0.1%	57棟 0.0%	都市ガス停止世帯	50,082世帯 72.6%	50,082世帯 72.6%	50,082世帯 72.6%
死者	1,828人 0.1%	2,114人 0.2%	1,277人 0.1%	停電世帯	114,823世帯 31.9%	114,823世帯 31.9%	109,352世帯 30.4%
負傷者	19,723人 1.5%	21,887人 1.7%	15,512人 1.2%	電話不通世帯	98,042世帯 20.2%	98,042世帯 20.2%	89,357世帯 18.4%

(4) 本村での被害予測

本村の被害は、次のとおりである。

ア 建物被害

建物棟数	被害棟数				被害率			
	冬期		夏期		冬期		夏期	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊率	半壊率	全壊率	半壊率
1,323棟	94棟	167棟	64棟	140棟	7.1%	12.7%	4.8%	10.6%

イ 人的被害

項目		冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
死者	死者数	7人	8人	4人
	建物損壊	6人	8人	4人
	建物焼失	1人	0人	0人
	死亡率	0.15%	0.16%	0.10%
負傷者	重軽傷者数	167人	189人	124人
	重傷者	24人	27人	18人
	軽傷者	143人	162人	107人
	負傷率	3.72%	3.79%	2.77%
建物被害罹災者	人数	894人	890人	694人
	割合	19.88%	17.87%	15.44%
避難所生活者	人数	402人	400人	301人
	割合	8.94%	8.02%	6.68%

ウ ライフライン

項目		冬期	夏期	
上水道施設	被害箇所数	送水管	111箇所	
		排水管	576箇所	
	断水世帯率	100.0%	100.0%	
下水道施設	管轄人口		506人	
	機能障害	排水困難世帯率	0.12%	
		排水困難世帯数	0世帯	
	電力施設	物的被害率	地中線	0.5%
電柱			1.9%	
架空線			0.7%	
供給障害		被害世帯率	23.2%	20.2%
		被害世帯数	325世帯	282世帯
電話施設	物的被害率	地中線	0.5%	
		電柱	1.9%	
		架空線	0.7%	
	供給障害	被害世帯率	23.2%	20.2%
		被害世帯数	325世帯	282世帯

2 新庄盆地断層帯の地震

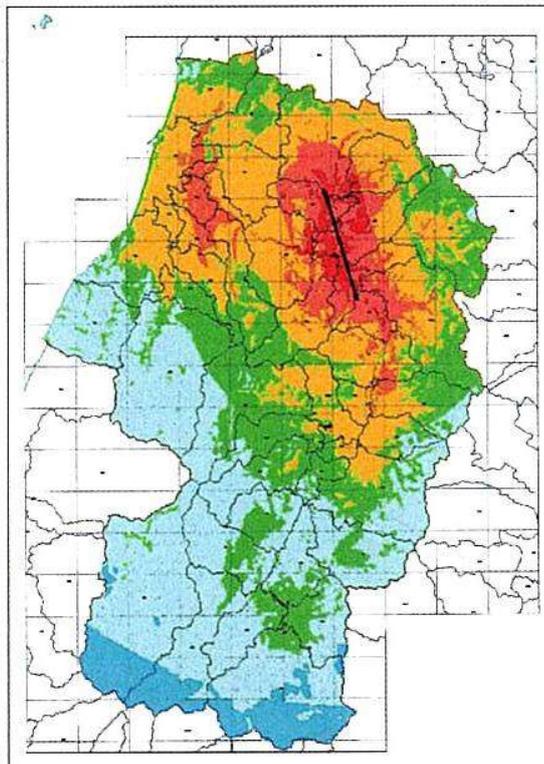
県は、新庄盆地断層帯の地震について、山形県地震対策基礎調査(平成10年3月)を実施した。調査結果は、次のとおりである。

(1) 想定地震

既往知見に基づき、25kmの断層を設定した。

(2) 震度

新庄盆地で震度6強と予測された。本村は、震度5強から6強と想定された。



凡 例	
■ (Blue)	: 震度3以下
■ (Light Blue)	: 震度4
■ (Green)	: 震度5弱
■ (Yellow)	: 震度5強
■ (Red)	: 震度6弱
■ (Dark Red)	: 震度6強
■ (Purple)	: 震度7

〈新庄盆地断層帯の地震による震度分布〉

(3) 被害概要

県内の被害は、次のとおりである。

〈新庄盆地断層帯の地震による被害〉

想定項目	発災ケース			想定項目	発災ケース		
	冬期 夕方	冬期 早朝	夏期 昼間		冬期 夕方	冬期 早朝	夏期 昼間
地震規模	M7.0			全半壊建物 罹災者	19,632人	19,533人	15,167人
震度	震度3～6強				1.6%	1.6%	1.2%
建物全壊	1,295棟 0.2%	1,295棟 0.2%	865棟 0.2%	避難所 生活者 (ピーク時)	7,844人 0.6%	7,776人 0.6%	5,878人 0.5%
建物半壊	5,342棟 1.0%	5,342棟 1.0%	4,331棟 0.8%		23,574世帯 6.5%	23,574世帯 6.5%	23,243世帯 6.5%
出火	30件	12件	2件	上水道 断水世帯	3,510世帯 5.1%	3,510世帯 5.1%	3,510世帯 5.1%
建物焼失	46棟 0.01%	16棟 0.01%以下	2棟 0.01%以下	都市ガス 停止世帯	30,127世帯 8.4%	30,127世帯 8.4%	29,409世帯 8.2%
死者	97人 0.01%	110人 0.01%	55人 0.01%以下	停電世帯	17,391世帯 3.6%	17,391世帯 3.6%	16,293世帯 3.4%
負傷者	2,256人 0.2%	2,585人 0.2%	1,505人 0.1%	電話不通 世帯			

(4) 本村での被害予測

本村の被害は、次のとおりである。

ア 建物被害

建物 棟数	被害棟数				被害率	
	冬期		夏期		冬期	夏期
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊率	全壊率
1,323棟	64棟 (木造62棟)	134棟	43棟 (木造41棟)	107棟	4.9%	3.3%

イ 地震火災

項目	冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
出火件数	1件	0件	0件
焼失棟数	1棟	1棟	0棟
焼失率	0.11%	0.05%	0.00%

ウ 人的被害

項目		冬期夕方	冬期早朝	夏期昼間
死者	死者数	5人	6人	3人
	建物損壊	4人	6人	3人
	建物焼失	1人	0人	0人
	死亡率	0.11%	0.12%	0.07%
負傷者	重傷者	19人	22人	14人
	軽傷者	136人	153人	97人
	負傷率	3.0%	3.1%	2.2%
建物被害罹災者	人数	680人	677人	511人
	割合	13.7%	13.6%	10.2%
避難所生活者	人数	298人	296人	217人
	割合	6.0%	5.9%	4.4%

エ ライフライン

項目		冬期夕方	夏期昼間
上水道施設	断水世帯数	918 世帯	918 世帯
	断水世帯率	100.0%	100.0%
下水道施設	管轄人口		494 人
	機能障害	排水困難世帯率	0.57%
		排水困難世帯数	1 世帯
電力施設	停電世帯率	37.9%	36.2%
	停電世帯数	415 世帯	397 世帯
電話施設	被害加入者率	18.9%	16.8%
	被害加入者数	265 人	235 人

第4節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
村	(1) 村防災会議に関する事 と。 (2) 村域における公共的団 体及び住民の自主防災組 織の育成指導に関する事 こと。 (3) 災害及び防災に関する 科学的研究とその成果の 実現に関する事。 (4) 防災に係る気象、地象 及び水象の観測、予報そ の他の業務に関する施 設、設備及び組織の整備、 並びに災害の予報及び警 報伝達の改善に関する事 こと。 (5) 防災意識の向上及び災 害安全運動に関する事 こと。 (6) 防災に係る教育及び訓 練に関する事。 (7) 通信施設及び組織の整 備に関する事。 (8) 水防、消防、救急、救 助その他の災害応急に関 する施設及び組織の整備 並びに物資及び資機材の 備蓄に関する事。 (9) 治山治水その他村の地 域の保全に関する事。 (10) 建物の不燃堅ろう化 その他防災構造上の改	(1) 村災害対策本部の設置 及び運営に関する事。 (2) 指定地方行政機関の長 等及び県知事に対する職 員の派遣要請、並びに他 の市町村長に対する応援 の要求に関する事。 (3) 県知事の委任を受けて 行う、災害救助法に基づ く被災者の救助に関する こと。 (4) 損失及び損害補償並び に公的徴収金の減免等に 関する事。 (5) 災害情報の収集に関す る事。 (6) 災害広報に関する事 こと。 (7) 災害予警報等の情報伝 達、並びに避難指示及び 警戒区域設定に関する事 こと。 (8) 被災者の救助に関する こと。 (9) 消防活動及び浸水対策 活動に関する事。 (10) 緊急輸送の確保に関 する事。 (11) ライフラインの確保 に関する事。 (12) 公共土木施設、農地・ 農業用施設及び林地・林	(1) 被災者のための相 談に関する事。 (2) 見舞金等の支給等 に関する事。 (3) 雇用の安定に関す る事。 (4) 住宅対策に関する こと。 (5) 租税の特例措置に 関する事。 (6) 農林業者及び中小 企業等に対する金融 対策に関する事。 (7) 公共施設等の災害 復旧に関する事。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>善、災害危険区域の指定及び対策に関する事。</p> <p>(11) 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事。</p>	<p>業用施設等に対する応急措置に関する事。</p> <p>(13) 農産物、家畜、林産物に対する応急措置に関する事。</p> <p>(14) 食料その他の生活必需品の需給計画に関する事。</p> <p>(15) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。</p> <p>(16) 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事。</p> <p>(17) 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事。</p>	

2 消防

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
大蔵村消防団	<p>(1) 防災に係る教育及び訓練に関する事。</p> <p>(2) 防災思想の普及及び災害安全運動に関する事。</p> <p>(3) 自主防災組織の育成に関する事。</p> <p>(4) 消防資機材の備蓄に関する事。</p>	<p>(1) 災害の予報及び警戒に関する事。</p> <p>(2) 水防、消防、救助、負傷者搬送その他の応急措置に関する事。</p> <p>(3) その他の災害時における所定業務及び活動に関する事。</p>	
最上広域市町村圏事務組合 消防本部	<p>災害に対する広報、警戒及び拡大防止対策に関する事。</p>	<p>(1) 災害時における避難、救急、救助活動及び負傷者の搬送に関する事。</p> <p>(2) 災害の防ぎよ及び拡大防止活動に関する事。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の受援対応に関する事。</p>	

3 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	(1) 県防災会議に関すること。 (2) 防災関係機関相互の総合調整に関すること。 (3) 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 (4) 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報、その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。 (5) 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。 (6) 防災に係る教育及び訓練に関すること。 (7) 通信施設及び組織の整備に関すること。 (8) 水防、消防、救助、その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。 (9) 治山治水、その他県土の保全に関すること。 (10) 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。 (11) 災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること。 (12) 在宅の災害時要配慮	(1) 県災害対策本部の設置及び運営に関すること。 (2) 防災関係機関相互の総合調整に関すること。 (3) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (5) 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。 (6) 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。 (7) 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 (8) 応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。 (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。 (10) 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 (11) 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。 (12) 災害広報に関すること。 (13) 緊急輸送の確保に関すること。 (14) ライフラインの確保	(1) 被災者のための相談に関すること。 (2) 見舞金等の支給等に関すること。 (3) 雇用の安定に関すること。 (4) 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。 (5) 住宅対策に関すること。 (6) 租税の特例措置に関すること。 (7) 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 (8) 公共施設等の災害復旧に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>者対策に関すること。</p>	<p>に関すること。</p> <p>(15) 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>(16) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>(17) 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。</p> <p>(18) 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>(19) 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。</p> <p>(20) 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p> <p>(21) その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。</p>	
新庄警察署	<p>(1) 災害警備用の装備資機材及び災害対策用の交通安全施設の整備拡充に関すること。</p> <p>(2) 災害警備の教養訓練に関すること。</p> <p>(3) 防災広報に関すること。</p>	<p>(1) 災害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 被災者の救助及び避難誘導に関すること。</p> <p>(3) 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。</p> <p>(4) 行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。</p> <p>(5) 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。</p>	

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北財務局 (山形財務事務所)			(1) 金融機関の業務運営の確保に関すること。 (2) 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。 (3) 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。 (4) 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。
東北農政局 (山形県拠点)	(1) 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 (2) 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。	(1) 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。 (2) 災害時における応急食料の供給に関すること。	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること。
東北森林管理局 (山形森林管理署最上支署)	(1) 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 (2) 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること。	災害情報の収集、災害復旧用資機材の供給に関すること。	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。
仙台管区气象台 (山形地方气象台)	(1) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。	気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形労働局 (新庄労働基準監督署)	(1) 大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること。 (2) 企業における防災の促進に関すること。	(1) 二次災害発生の防止に関すること。 (2) 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること。	(1) 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること。 (2) 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること。 (3) 雇用の安定等の支援に関すること。
東北地方整備局 (新庄河川事務所)	(1) 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の向上、防災知識の普及に関すること。 (2) 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。 (3) 災害危険箇所における河川、砂防等の防災事業推進に関すること。 (4) 重要水防区域及び土石流危険区域の指導に関すること。 (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること。	(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 (3) 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 (4) 緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)等による災害時における復旧資材の確保に関すること。 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。	二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。
東北防衛局		(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。	
東北地方測量部		(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。	(1) 復旧測量等の実施に関すること。
東北地方環境		(1) 所管施設等の避難場所	

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
事務所		等としての利用に関する こと。 (2) 緊急環境モニタリング の実施・支援に関する こと。 (3) 大気汚染防止法、水質汚 濁防止法等に基づく検査・ 指示に関する こと。 (4) 災害廃棄物等の処理状 況の把握・必要な資機材等 の広域的な支援要請及び調 整に関する こと。 (5) 愛玩動物の救護活動状 況の把握・関係機関との連 絡調整や支援要請等及び救 護支援の実施に関する こと。	

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	防災関係資料の基礎調 査、関係機関との連絡調 整、災害派遣計画の作成、 防災訓練、防災関係資機材 等の整備点検に関する こと。	(1) 災害派遣初動の準備体 制強化及び関係機関への連 絡員の派遣、情報収集等並 びに災害関係予報及び警報 の伝達に対する協力、関係 機関からの要請若しくは緊 急事態に伴う部隊等の派遣 に関する こと。 (2) 被害状況の把握、避難の 援助、遭難者等の搜索救助、 水防活動、消防活動、道路 又は水路啓開に関する こと。 (3) 診察、防疫の支援に関す ること。 (4) 人員及び物資の緊急輸 送、給食及び給水の支援、 救援物資の無償貸付又は譲 与、交通規制の支援に関す	自衛隊法第 100 条 に基づく土木工事等 の受託に関する こと。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		ること。 (5) 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。	

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における通信確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	(1) 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金減免等料金の特例に関すること。 (2) 電気通信施設の災害復旧に関すること。
株式会社NTTドコモ東北支社 (山形支店)	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における移動通信の確保に関すること。	移動通信設備の災害復旧に関すること。
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における移動通信の確保に関すること。	移動通信設備の災害復旧に関すること。
日本銀行 (山形事務所)		(1) 通貨の供給の確保に関すること。 (2) 金融機関による非常金融措置の実施に関すること。 (3) 各種金融措置の広報に関すること。	
日本赤十字社 (山形県支部)		(1) 災害時における傷病者の医療救護に関すること。 (2) 被災者に対する救援物資の配分に関すること。 (3) こころのケアに関すること。	

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		(4) 赤十字ボランティアの活動の指導に関する事 (5) 義援金の募集受付に関する事。	
日本放送協会 (山形放送局)	災害予防の放送に関する事。	(1) 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関する事。 (2) 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事。	放送施設の災害復旧に関する事。
日本通運株式会社(山形支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		(1) 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関する事。 (2) 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関する事。	
東北電力株式会社(山形支店企画管理部門(総務広報)) 東北電力ネットワーク株式会社(新庄電力センター)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事。	災害時における電力供給の確保及び調整に関する事。	電力設備の災害復旧に関する事。
東北電力株式会社(最上村山営業所)			お客さまの電気料金の支払い期限の延伸等、料金の特例に関する事。
日本郵便株式会社 (新庄郵便局)	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関する事。		(1) 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関する事。 (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
			取扱い及び援護対策に関すること。 (3) 株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関する事 こと。

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関する事 こと。	(1) 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関する事 こと。 (2) 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事 こと。	
山交バス株式会社 第一貨物株式会社 (公社)山形県トラック協会		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関する事 こと。	
新庄土地改良区 大蔵村土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他の農業用施設の整備及び維持管理に関する事 こと。	農地及び農業用施設の被災状況調査に関する事 こと。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事 こと。
(一社)山形県医師会 (新庄市最上郡医師会)		災害時における医療救護に関する事 こと。	

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
最上広域市町村圏事務組合		(1) 災害廃棄物、し尿及びへい獣の処理に関する事 (2) 浸水地域の排水に関する事	
もがみ南部商工会大蔵事務所		(1) 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関する事 (2) 救助用物資の確保についての協力に関する事	復旧資機材の確保についての協力及びあっせんに関する事
もがみ中央農業協同組合 農業共済組合 農業関係団体 最上広域森林組合		共同利用施設の応急対策に関する事	(1) 共同利用施設の復旧に関する事 (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事
医療機関 (大蔵村診療所)		(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事	
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の確保に関する事	
危険物関係施設の管理者		災害時における危険物の保安措置に関する事	
山形県LPガス協会新庄支部		(1) 簡易ガスの供給及び保安措置に関する事 (2) 被害施設の調査に関する事	被害施設の災害復旧に関する事
大蔵村社会福祉協議会			(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事 (2) 福祉救援ボランティアに関する事

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
社会福祉施設 経営者	防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。	災害時における収容者の避難誘導に関すること。	
建設業協会等 建設業者		(1) 防災対策資機材、人員の確保に関すること。 (2) 障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。	
自治会等、自主 防災組織		(1) 地域における住民の避難誘導、被災者の援助、感染症予防物資の供給、防犯等に対する協力に関すること。 (2) 村が実施する応急対策についての協力に関すること。	
女性団体等民 間団体		村が実施する応急対策についての協力に関すること。	

第2章 災害予防計画

第1節 地震に関する調査研究体制

震災対策を効果的に推進するため、国及び県が実施する地震及び震災に関する調査研究について定める。

村	危機管理室
関係機関	国、県

1 国の推進体制

阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法が施行され、従来の地震予知研究体制について見直しが行われた。この結果、科学技術庁長官（現：文部科学大臣）を本部長として地震調査研究推進本部が設置され、調査研究体制が一元化された。

2 県における調査研究

県では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、地震や震災に関する調査研究を継続的に実施してきており、その成果を震災対策に活用するとともに、関係機関に提供する。

- (1) 山形県津波災害対策基礎調査（平成7年度実施）
- (2) 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）
- (3) 山形県活断層調査事業（平成9～13年度実施）
- (4) 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）
- (5) 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

第2節 地震観測体制の整備計画

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、村等の地震観測体制について定める。

村	危機管理室
関係機関	山形地方気象台

1 村の地震観測

村の震度計の設置状況は、次のとおりである。

設置場所	住所
大蔵村役場	大蔵村大字清水 2528
肘折防災センター	大蔵村大字南山 2126-216

2 観測体制の整備

山形地方気象台、県及び村等各防災関係機関は、震度計等、観測体制の充実・強化及び震度観測の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供するシステムの形成を図る。

第3節 防災知識の普及計画

災害応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

村	総務課、危機管理室、産業振興課、教育課、大蔵村診療所
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 職員に対する教育

村は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、村地域防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生に備える。

また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努め、地域における防災活動に率先して参加させる。教育の内容は、次のとおりである。

- (1) 地震災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特徴
- (3) 大蔵村地域防災計画と村の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記（4）及び（5）については、毎年度、職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所属事項に関する防災対策について、職員の教育を行う。

2 一般住民に対する防災知識の普及

村は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得る。

また、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災訓練や啓発活動等を通して、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

(1) 普及・啓発の内容

普及・啓発の内容は、次のとおりである。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用※）

※普段の生活で消費する食品及び生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法

- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の供え
- (ケ) 県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 自動車運転時の行動
- (オ) 災害発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 応急救護の方法
- (ケ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (サ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (シ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (ス) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 普及・啓発の方法

普及・啓発の方法は、次のとおりである。

- ア 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- イ 村、防災関係機関のホームページの利用
- ウ 防災ビデオの利用
- エ 広報車の利用
- オ 講演会、講習会の実施
- カ 防災訓練の実施

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動及び消防本部で実施する応急手当講習会等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて普及・啓発を図るとともに、防災担当と福祉担当との連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 社会教育を通じての啓発

村は、社会教育関係団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図る。

3 事業所等に対する防災知識の普及

村は、企業の防災意識の向上を図るための啓発活動を支援するとともに、地域防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを通して、事業所等に防災知識の普及・啓発を図るとともに、自衛防災体制及び地域との連携強化による協力体制の整備を指導するよう努める。

また、企業自らも防災意識の啓発や防災訓練に積極的に参加する。

なお、普及・啓発内容、方法は、一般住民に準じて行う。

4 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に関する防災教育

県及び村は、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料等の教材を活用し指導する。

ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成する。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・村は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、危機管理マニュアル等を用いて定期的に校内研修を行う。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立地域との連携強化による災害時の協力体制の整備をするよう指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物品の保安管理施設等）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 医療機関等における防災教育

医療機関は、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。

また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 宿泊施設における防災教育

宿泊施設の管理者は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。

また、宿泊客に対しても避難路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行う。

第4節 地域防災力強化計画

大規模災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐためには、村はもとより消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、地域、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備等、地域防災力の強化方策について定める。

村	危機管理室、産業振興課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の組織化

村は、自治会等に対する指導・助言を積極的に行い、「山形県自主防災組織整備促進要綱」に基づき、既存の自治会等の自治組織を基本として自主防災組織の組織化を図る。

(2) 自主防災組織の規模

村は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を自主防災組織の単位とし、次の事項に留意して組織化を図る。

- ア 自治会等の単位で、住民が連帯感を持って防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 同一の避難所の区域等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。
- ウ 災害時等に、消防団と連携した活動ができる地域であること。

(3) 育成強化対策

ア 村は、自主防災組織の育成計画を作成し、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- ・女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- ・水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- ・事業所等における自衛消防組織等の従業員の参加
- ・地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
- b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
- d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。
- e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）。

- f 救出及び救護に関すること（活動内容、消防本部等への連絡）。
- g 避難誘導及び避難生活に関すること（避難指示の方法、要配慮者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）。
- h 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

イ 自主防災リーダーの育成

県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、村の行う自主防災組織の育成整備活動及び自主防災組織の活動状況等を把握するとともに、村に対して助言・協力をを行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（自主防災リーダー）の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

村は、県の研修会等に自主防災組織の代表者等を参加させる等、リーダーの育成を図る。

なお、村は、次の事項に留意して、自主防災リーダーの育成に努める。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は、極力避けること。
- (イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブ・リーダーも同時に育成すること。
- (ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平常時から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、村の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平常時から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

村は、一般財団法人自治総合センターの実施する「自主防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点施設、消防水利（耐震性貯水槽等）、避難路及び避難地等の整備を行うことにより、自主防災組織が効果的に活動できるよう努める。

なお、整備にあたっては、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ 自主防災組織連絡協議会の設置

村は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置に努める。

(4) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。

平常時	ア 防災に関する知識の普及 イ 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡 ウ 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検 エ 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認 オ 家庭内における防火、防災等についての啓発活動 カ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立 キ 避難場所、避難所及び医療救護施設の確認 ク 火気使用設備・器具等の点検 ケ 防災用資機材等の備蓄及び管理 コ 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等 サ 在宅の要配慮者に関する情報の把握等
災害発生時	ア 出火防止及び初期消火活動の実施 イ 地域住民の安否の確認 ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力 エ 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達 オ 地域住民に対する避難指示等の伝達 カ 避難誘導活動の実施 キ 要配慮者の避難活動への支援 ク 避難生活の指導、避難所の運営への協力 ケ 給食、給水活動及びその協力 コ 救助物資等の配布及びその協力 サ 他地域への応援等

(5) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、女性防火協力班、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体との連携を図る。

- ア 女性防火協力班との一体的な活動体制づくり
- イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力
- ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

(6) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）は、自発的な防災活動に関する地区防災計画を作成し、村防災会議に対して計画に関する提案（計画提案）を行う。

村は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

2 企業（事業所）等における防災の促進

村は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力の向上を図る。

(1) 事業所等における自衛消防組織等

ア 育成の方針

次の施設において自衛消防組織の整備を促進する。

(ア) 旅館、学校等、多数の者が出入し又は居住する施設

(イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

(ア) 消防法に基づく指導

最上広域市町村圏事務組合消防本部は、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき消防計画の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備促進に向けた理解の確保

最上広域市町村圏事務組合消防本部は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解の確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解の確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織等の主な活動

自衛消防組織等の主な活動内容は、次のとおりである。

(ア) 平常時の活動

- ・ 防災要員の配備
- ・ 消防用設備等の維持及び管理
- ・ 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- ・ 出火防止及び初期消火活動の実施
- ・ 避難誘導活動の実施等
- ・ 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

村及び県は、企業における事業継続計画の策定が促進されるよう、普及啓発を図る。

(3) 村における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、村及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(4) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第5節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、県及び村等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

村	危機管理室、健康福祉課
関係機関	県、大蔵村社会福祉協議会

1 ボランティアの定義と位置づけ

ボランティアは、自らの意思により、無償で様々な活動を行うものであり、村としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、村の災害状況等の情報や必要な物資等を提供する等、側面からの積極的な支援を行い、応急活動がすべての人たちの協力により円滑に行われるよう努める。

2 一般ボランティアの役割及び受入体制の整備

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的活動をいう。

(1) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は、次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(2) 受入体制の整備

村及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

なお、村が関係機関・団体と連携して実施する受入体制の整備は、次のとおりである。

- ア 村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 村災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ウ 村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- エ 村災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3 専門ボランティアの役割及び受入体制の整備

(1) 役割

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

〈専門ボランティアの活動等〉

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発生直後の医療活動や医療機関等における医療支援活動	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等 介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体 (ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動を行う。	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等の落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定	建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度の判定	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料(文化財等)の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料(文化財等)の取扱いに関する知識を有する者

(2) 受入体制の整備

県は、村、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

4 活動環境の整備

村及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第6節 防災訓練計画

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

村	危機管理室、教育課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 村の防災訓練の実施

(1) 訓練の実施

村は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、次の点に留意して各種訓練を実施する。

- ア 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- イ 自主防災組織等を始めとする地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- ウ 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- エ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- オ 総合的な防災訓練を年1回以上開催するように努めること。
- カ 図上訓練等を実施するように努めること。
- キ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- ク ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。
- ケ 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施する等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- コ 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- サ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- シ 新型インフルエンザ等感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

(2) 訓練の項目

訓練の項目は、概ね次のとおりである。

- ・ 防災気象情報伝達訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 災害情報収集訓練
- ・ 通信手段確保訓練
- ・ 非常通信訓練
- ・ 災害対策本部設置訓練
- ・ 消火訓練
- ・ 給食給水訓練
- ・ 救援物資輸送訓練
- ・ 役場機能移転訓練
- ・ 自主防災組織による初期対応訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 救出訓練
- ・ 救急救護訓練
- ・ 緊急道路確保訓練
- ・ 災害対策本部運営訓練
- ・ 災害対処訓練
- ・ 災害ボランティア受入れ訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 避難所開設訓練

・避難所運営訓練

2 隣接市町村等が実施する防災訓練への参加

村は、隣接市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

3 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、村が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に、防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

4 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、次の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

5 防災上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び医療機関並びに不特定多数の者が利用する施設、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、医療機関には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、村及び消防団等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

村は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、訓練実施後には実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第7節 避難体制整備計画

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に村が実施する避難体制の整備について定める。

村	危機管理室、住民税務課、健康福祉課、教育課、大蔵村診療所
関係機関	

1 避難場所及び避難所の指定と事前周知

村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型インフルエンザ等感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下「避難所等」という。）を、あらかじめ指定し、村地域防災計画に定めるとともに、指定緊急避難場所の場所、収容人数等について、住民への周知を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ村地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を学校、公民館等既存の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ村地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 避難所等の指定

村は、避難所等の指定にあたっては、次の事項に留意する。

ア 地区別、災害の種別ごとに指定する。また、可能な限り徒歩圏内に確保すること。

また、避難所等に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動や、救援・輸送用ヘリコプター離着陸等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

ウ 指定避難所については、次の事項を満足する施設を指定すること。

(ア) 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有すること。

(イ) 速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有すること。

(ウ) 避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

(エ) 災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

(オ) 水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、又は、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

エ 発生が想定される避難者をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。(避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度を目安とする。)

オ 浸水、延焼及び地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 指定避難所等の指定にあたっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないように配慮すること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するように努めること。

ケ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等や地域住民等の関係者と調整を図ること。

サ 指定避難所においては、ライフライン途絶に備え、必要な施設・設備の整備に努めること。また、避難者の長期滞在に備え、必要な環境整備に努めること。

シ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

セ 村及び各指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

村は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難にあつての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難場所等案内板等の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

- イ 広報紙、防災マップ、チラシ配布
- ウ ホームページへの掲載
- エ 防災訓練等の実施

なお、次の内容については、特に周知徹底に努める。

- ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
- イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
- ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
- エ 指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、村は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

2 避難指示等発令判断基準の明確化

(1) 判断基準の明確化

村は、災害時に適切に避難指示等を発令できるようあらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

村は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

3 指定避難所等に係る施設、設備・資機材等の整備

村は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 指定避難所及び避難路の耐震化

(2) 断水でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器、避難者への情報伝達に必要な設備等の整備、電力容量の拡大

(3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用の資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品、段ボールベッド、パーティション等、新型インフルエンザ等感染症対策に必要な物品等の配備

(4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の配備

(5) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、バリアフリー化等の避難施設の環境整備

(6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

(7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

(8) 避難所における良好な生活環境の確保

新型インフルエンザ等感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当と保健福祉担当が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設ができるよう検討する。

4 避難行動要支援者の避難支援計画

村は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成する。

5 避難誘導體制の整備

村は、避難指示等が発令された場合に、住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、保育所、医療施設及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定する。

ア 防災情報の入手体制

イ 村指定の避難所等及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等の協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 保護者等への安否の連絡及び引渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な誘導

ウ 避難所等に係る村との事前調整

7 福祉避難所の指定

村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。

(1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）

(2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備

(3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分け等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

第8節 救助・救急体制整備計画

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

村	危機管理室、大蔵村診療所
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

自主防災組織は、地域における要救助者の発生状況等を、速やかに村又は消防本部、消防団、警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

自主防災組織は、平常時において、消火活動や損壊した建物による生埋め者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

自主防災組織は、防災用資機材を村の支援を受けて、地域の防災拠点や避難所等に整備するよう努める。

2 村及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

村、消防本部及び消防団は、消防救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の向上を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救助体制の整備

村は、同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

(3) 消防機関の救急・救助体制の整備

ア 消防本部

消防本部は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。

また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団

村は、消防団員の加入促進等の消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

また、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

なお、日中地域外で就業している消防団員の参集・活動体制について検討を進める。

また、消防団の救急・救助活動に係る教育訓練を行うとともに、消防団における救急・救

助用資機材の整備に努める。

(4) 情報収集体制の整備

ア 防災関係機関の連携

村、消防本部及び消防団は自らの活動により被災者の発生情報を迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察署及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

イ 民間組織の協力

村は、公衆通信網等が途絶した場合に備え、メディアの活用を検討するとともに、アマチュア無線局との情報収集伝達訓練等を通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集体制の充実を図る。

(5) 救急・救助活動における交通確保

村は、消防本部及び消防団による迅速な救助及び搬送が行えるよう、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、県警察や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

村は、多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

村は、同時多発災害に消防本部や消防団等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、県警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第9節 火災予防計画

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、村、消防団、消防本部等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

村	危機管理室
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 消防団活動体制の整備・強化

(1) 消防団の育成強化の必要性

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圏域の広域化による活動の衰退、高齢化等の問題を抱えているため、その育成強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成強化の推進

村は、次のとおり、消防団の育成・強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(3) 消防団の業務

ア 通常の業務

- (ア) 火災予防活動
- (イ) 火災警防活動
- (ウ) 消防機械器具の整備点検
- (エ) 消防水利の整備点検
- (オ) その他必要な消防活動

イ 非常災害時の業務

- (ア) 災害防ぎょ活動
- (イ) 消火、警戒、伝達、避難誘導、救助、救出、搜索活動
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) その他災害防ぎょに必要な活動

(4) 民間防火組織の育成

自主防災体制を確立し火災予防を徹底するため、幼年消防クラブ、女性防火協力班等の民間防火組織の育成を促進し、防火思想の普及と安全な火気取扱の徹底を図る。

ア 民間防火組織は、火災の発生状況を、速やかに消防団、村等に通報する体制を確立する。

イ 民間防火組織は、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

2 出火防止

(1) 家庭に対する指導

各分団は、春と秋の火災予防運動期間に合わせ、分団区域の一般家庭に対し次により火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 地震発生時の対策

- (ア) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- (イ) ガスにあっては、元栓を締める。
- (ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平常時の対策

- (ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及
- (イ) 火災報知器、ガス漏れ警報器等の普及
- (ウ) 危険及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(2) 広報活動

村及び消防団は、広報活動により火災予防思想・知識の普及啓発に努める。

ア 広報車による広報

- (ア) 毎月2回、分団ごと広報車、消防ポンプ自動車等による火災予防広報を行う。
- (イ) 春秋の火災予防運動期間に合わせ、広報車、消防ポンプ自動車等による火災予防広報を行う。

イ 村広報紙等による広報

村広報紙等により春秋の火災予防運動期間の周知を図るとともに、朝夕の定時にサイレンを吹鳴し火災予防を呼びかける。

(3) 一般対策

村は、火災の発生を防止するため、住宅用火災報知器の設置を啓発する。

(4) 防火対象物に対する指導

消防本部は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物について、防火管理者を選任させるとともに、予防査察を実施する。

(5) 防火対象物点検報告制度等の実施指導

消防本部は、特定の防火対象物（飲食店、旅館・ホテル等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの又は小規模雑居ビル等のうち避難が困難なものについては、防火対象物点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

消防本部は、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

県及び消防本部は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

4 初期消火体制の強化

(1) 消火訓練

消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初

期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

(2) 自主防災組織

村は、火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

5 消防施設等の整備

村及び最上広域消防本部及び消防署（支署）は、消防力の整備指針等に基づき、消防機械、消防用水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

なお、災害時に防災拠点となる最上広域消防本部及び消防署は、老朽化が進行していることに加え、浸水想定区域に位置しているため、高機能指令センター等の浸水被害が想定される。そのため、大規模災害発生時には消防機能が失われる可能性があることから、新消防庁舎建設時に移転を図る必要がある。

(1) 村による消防施設等の整備

村は、消防力の基準を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備

防火管理者は、その消防計画の定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織における消防施設等の整備

村は、「コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第10節 医療救護体制整備計画

大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、県、村、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

村	危機管理室、大蔵村診療所
関係機関	(一社) 新庄市最上郡医師会、(一社) 山形県歯科医師会新庄地区、新庄最上薬剤師会

1 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（下表参照）は、次の業務を行う。

被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。又は被災地へ医療救護班及びDMATを派遣するとともに、災害拠点精神科病院にDPATを派遣する。
① 村が設置する医療救護所 ② 一般医療機関 ③ 災害拠点病院等 ④ DMAT指定病院 ⑤ DPAT指定病院 ⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	① DMAT指定病院 ② DPAT指定病院 ③ 災害拠点病院等 ④ 災害拠点精神科病院 ⑤ 救急告示病院

※DMAT：災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team

※DPAT：災害派遣精神医療チーム Disaster Psychiatric Assistance Team

(1) 医療救護所

医療救護所は、村が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。村での設置が困難な場合は県の協力を要請する。また、後方医療機関への搬送については、消防本部が行う。

(2) 一般医療機関

一般医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会等の関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院は、重症傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入れやトリアージ対応、患者の広域

搬送の調整、DMAT活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

(6) DMAT指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) DPAT指定病院

DPAT指定病院は、県の要請により、DPATを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたDPATは、県の要請等により県内外から派遣されたDPATとともに、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う。

2 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

村は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備等の整備を図る。

(2) 医療救護所設置場所の確保

村は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬期間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 山形県医療機関情報ネットワーク

村は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

イ 非常用通信手段の確保

村は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 医療救護活動体制の整備

村は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

4 医療資器材供給等体制の整備

村は、診療所に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材等を確保するよう努める。

第11節 地震防災施設等整備計画

村等が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

村	危機管理室
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

村は、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

村は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

村は、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 村における防災資機材の整備

村は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める。

(ア) 防災拠点へ配置する資機材

(イ) 消防団等が使用する救助用資機材

(ウ) 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

村は、耐震性構造の防災センター等の整備を検討し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に防災資機材等の整備を進める。

なお、整備にあたっては、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

村は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第5次地震防災緊急事業五箇年計画 平成28年度～平成32年度

(2) 対象事業

県地域防災計画に定められた事項のうち、主務大臣の定める基準に適合するもの。

第12節 防災用通信施設災害予防計画

村及び防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する通信施設の災害予防対策について定める。

村	危機管理室
関係機関	

1 防災行政無線等の整備拡充

村は、大規模災害時における住民、防災関係機関等との間で、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設を整備する。

(1) 防災情報タブレット

タブレット（全戸配布）端末やスマートフォンを利用して、村からの災害情報やJアラート等と自動連携し防災・行政情報の配信を可能とするシステム。

(2) 防災行政無線

屋外拡声器、戸別受信機による防災・行政情報の伝達を可能とする設備。（（1）の定着に合わせ、戸別受信機については、順次廃止していく。）

(3) 移動系通信設備

現場との通信に有効な携帯電話・衛星携帯電話等の移動通信の設備及びアマチュア無線等の活用。

2 通信施設の予防措置

防災関係機関は、災害時の通信に支障のないよう、次の予防措置を講ずる。

(1) 村は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この場合、非常通信協議会との連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(2) 村の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、耐震点検と補強、固定を行い、耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、国、県及び市町村等を通じた一体的な整備を図る。

エ 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、保守点検の実施と的確な操作の徹底、損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、運用計画を定め関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

(3) 通信手段の多様化

村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び村職員に対して警報等が確実に伝わるよう、防災情報タブレット、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

3 通信機器の配備・活用

村は、災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備に努める。

また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

電気通信事業者が提供する伝言サービスについては、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

第13節 地盤災害予防計画

地震により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、県及び村等が実施する災害予防対策について定める。

村	危機管理室、地域整備課
関係機関	新庄河川事務所、山形森林管理署最上支署、県

1 土砂災害警戒区域の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害防止対策基本方針に基づき基礎調査を定期的に行い、その結果を村に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ県民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、村とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

村は、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

2 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を村に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

村は、これらの危険性等について地域住民等に周知徹底を図る。

3 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。

(2) 災害防止対策工事の推進

国、県及び村は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(3) 警戒体制の確立

県は、村と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(4) 緊急連絡体制の確立

県及び村は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(5) 緊急用資機材の確保

県及び村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

4 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

県及び村は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び村は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

県及び村は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

6 被災宅地危険度判定体制の確立

県及び村は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第14節 孤立集落対策計画

地震の際、土砂災害等による交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料等の物資や通信機器類等の防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うことを定める。

村	危機管理室、地域整備課
関係機関	県

1 孤立するおそれのある集落の把握

村は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況等の集落の状況を把握する。

2 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

村は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、村、消防本部及び警察署との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話等の通信設備又は連絡手段の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

村は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等の備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

村は、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

村は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材等の確保に努める。

(5) ヘリコプターの着陸可能な場所の確保

村は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難等の緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保する。

3 孤立予防対策の推進

県及び村は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

4 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

村は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所等との連携を促進

する。

(2) 応援体制の整備

村及び防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第15節 建築物災害予防計画

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、医療機関及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、県及び村等が実施する災害予防対策について定める。

村	総務課、地域整備課
関係機関	県、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

村は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

- ア 災害対策本部が設置される施設（村庁舎等）
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設（医療機関等）
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（村等の出先機関等）
- エ 避難施設（学校、体育館、公民館等）
- オ 社会福祉施設等

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

村は、「山形県建築物耐震改修促進計画」（平成19年1月策定、令和3年3月改定、以下「県促進計画」という。）に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、村内全域において耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を行うよう促進する。実施する場合は「住宅・建築物安全ストック形成事業」の活用を図り耐震化を推進する。

また、県及び村は、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性の強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

2 公共建築物の耐震化の推進

村は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むた

めの基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針」（平成17年3月策定）及び「県促進計画」に基づき、所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修）を計画的かつ効果的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部を設置する施設、医療機関、収容避難所となる施設、学校、社会福祉施設等の災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり、拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進する。

(2) 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設等の広く住民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進する。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進する。

3 一般建築物等の耐震化の推進

一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の推進を図る。

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、耐震診断・改修に努める。

(2) 住宅・建築物の耐震化

ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

(ア) 村は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（耐震改修促進法第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

(イ) 耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格特定建築物についても、県促進計画及び県耐震改修実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

(ウ) 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。

(エ) 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

村は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

(ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。

(イ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

(3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

村は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難所や避難路、通学路沿い

のブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(4) 窓ガラス等二次部材の落下防止

村は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、住宅密集地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(5) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

村は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

4 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断技術者の育成・登録

村は、県と連携し既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、耐震診断の講習会を開催し、受講した技術者を耐震診断士として認定登録する。講習会の講師は県が派遣する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、村は、次により被災建築物の応急危険度判定体制の確立に努める。

ア 判定資機材等の整備

村は、県と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

イ 関係機関における協力体制の確立

村は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

5 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県及び村は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防本部が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防本部と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

6 地震保険の普及・啓発

村は、県、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

7 空き家対策

村は、災害による被害が予測される空き家等について、状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための

必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第16節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、村等が実施する輸送体制の整備について定める。

村	総務課、危機管理室、地域整備課
関係機関	県、新庄警察署

1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、物資支援のための準備に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの設定

県、国及び東日本高速道路株式会社は協議のうえ、次により緊急輸送道路ネットワークを設定する。村は、当該ネットワークとの整合を図りながら、村域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

3 物資輸送拠点の選定

村は、地域の社会的・地理的状況、地震被害想定、指定避難所の配置状況等を考慮し、物資輸送拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定する。

また、物流事業者との協定の締結等により事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

4 臨時ヘリポートの設定

村は、輸送施設等の管理者及び県と協議し、陸上輸送との連携を考慮して臨時ヘリポート候補地を選定する。

5 緊急輸送用車両等の確保・整備

村は、車両等の必要予定数及び調達先並びに物資の集積場所等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備を努める。

6 緊急通行車両確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の事前届出及び事前届出済証等の交付

村は、村有車両について、車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、警察署長を経由し県公安委員会に提出する。

県公安委員会は、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

(2) 規制除外車両の事前届出及び事前届出済証等の交付

規制除外となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び

規制除外車両事前届出書を、警察署長を經由し県公安委員会に提出する。

県公安委員会は、規制除外車両事前届出済証等を届出者に交付する。

〈事前届出対象車両〉

緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報の発表・伝達、避難指示に関するもの ・ 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等の応急措置に関するもの ・ 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの ・ 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関するもの ・ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの ・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの ・ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの ・ 緊急輸送の確保に関するもの ・ 上記のほか、災害の発生防衛又は拡大防止のための措置に関するもの
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両 ・ 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両 ・ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(3) 自動車運転者のとるべき措置

県、村、道路管理者及び警察署は、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置について、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中のとき

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

(イ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われたとき

(ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

(イ) 速やかに移動することが困難なときは、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第17節 各種施設災害予防計画

第1 道路施設災害予防計画

地震による道路の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

村	地域整備課
関係機関	県、新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部

(1) 一般国道及び県道の災害予防

一般国道及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。

ア 道路の整備

災害発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。

イ 橋梁の整備

建設省道路局長通達「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」(平成3年5月)に基づいて耐震点検調査を実施し、その結果、補修等対策工事が必要であると指定された橋梁については、架け換え、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等耐震補強を実施する。

ウ 横断歩道橋の整備

地震発生時において、歩道橋が落下する等により交通障害物になることを防止するため、歩道橋の点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについては整備を推進する。

エ トンネル及びスノー(ロック)シェットの整備

震災時における交通機能確保のため、所管トンネル及びスノー(ロック)シェットの点検・調査に基づき、補修等対策が必要なものについては整備を推進する。

オ 道路の占用の禁止又は制限

避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに無電柱化の促進を図る。

(2) 村道の災害予防

村道等のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(3) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器(地震計、雨量計、I T V)、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

イ 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平常時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

オ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(4) 相互連携体制の整備

ア 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

ウ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防本部、警察署等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(5) 資機材等の整備

ア 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び消防本部は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

イ 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(6) 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者等は、次により事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

ア 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連携協調体制の強化に努める。

イ 警察署は、大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は可燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送確保の指導及び取締りの強化に努める。

ウ 道路管理者、警察署は、道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

エ 道路管理者、警察署及び消防本部等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、合同防災訓練の定期的実施に努める。

(7) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア 信号機等の整備

県警察本部は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、防災対策に配慮しながら整備を推進する。

イ 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

第2 土砂災害防止施設災害予防計画

地震に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、国や県等が実施する災害予防対策について定める。

村	地域整備課、産業振興課
関係機関	山形森林管理署最上支署、新庄河川事務所、県

1 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

(6) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について関係市町村を通じ住民へ周知する。

2 治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設及び地すべり防止施設の整

備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。

ウ 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備等の対策を推進する。

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査並びに災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

3 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 砂防関係法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の砂防設備等について、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成のうえ、定期点検や地すべり急傾斜地等巡視員による監視等を行って現地状況を正確に把握し、老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定めて計画的に補修・補強を行う等適切な維持管理に努める。

また、標識の設置等により、砂防関係法指定地区域内における制限行為の周知徹底を図る。

(2) 砂防設備の整備

ア 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

イ 昭和51年以降施工された高さ15メートル以上の堰堤については、国の河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準により、地震時慣性力を考慮し設計・施工されているが、老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防堰堤については、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

ウ 土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。

イ 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

(5) 砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、砂防ボランティア

活動との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第3 河川施設災害予防計画

地震による被害の発生を防止し、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために、国及び県等が実施する災害予防対策について定める。

村	危機管理室、地域整備課
関係機関	新庄河川事務所、県

1 各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

(1) 防災体制の整備

地震発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常が発見された場合は早期に整備する等、施設の正常機能を維持するよう努める。

(4) 耐震性の確保

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、地震発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

2 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震性の確保

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導する。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、地震発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

県は、河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請に対する基本的な対応方針を定めておく。

村は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保する上で必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水ハザードマップの作成・周知に努める。

第4 農地・農業用施設災害予防計画

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、県や村等が実施する災害予防対策について定める。

村	産業振興課
関係機関	県

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

地震発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

地震発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

地震発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 農道施設の災害予防対策

農道施設の管理者は、基幹的な農道及び重要度の高い農道について重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

また、県は、村や土地改良区等に対し、その管理する農道について、地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

3 用排水施設の災害予防対策

用排水施設の管理者は、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

4 ため池施設の災害予防対策

村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるため池について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、

構造等を内容とする届出を行うとともに、老朽化の著しいもの及び耐震性の不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

第5 電力供給施設災害予防計画

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、電気事業者（東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社）が実施する災害予防対策について定める。

なお、県は、県地域防災計画において、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社の行動、措置を以下のように定めている。

村	
関係機関	東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社

1 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

ア 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

イ 国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 防災業務施設等の整備

ア 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

2 防災関係機関との連携

(1) 村防災会議等との協調

村防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

(2) 他電力会社等との協調

東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

3 広報体制の確立

地震による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及びや電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

4 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

5 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(4) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第6 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業の公共性に鑑み、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

村	
関係機関	東日本電信電話株式会社

1 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらかじめ定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

ア 全社体制による応急復旧要員の非常招集

イ 関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

ア 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を充実する。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

ウ 県及び村が実施する防災訓練に積極的に参加する。

2 広報体制

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等や災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民や県民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

3 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

ア 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ 耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 非常用無線通信装置

ウ 非常用電源装置

エ 応急ケーブル

オ その他の応急復旧用諸装置

(4) 電気通信施設の巡視点検

電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第7 上水道施設災害予防計画

大規模な地震が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、村が実施する災害予防対策について定める。

村	地域整備課
関係機関	

1 防災体制の整備

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部署及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察署と事前調整を図る等、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の確立

村は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

村は、自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結する等によりこれらの確保に努める。

2 防災広報活動の推進

村は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、自治会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項に

ついて広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自治会等への防災活動の研修

自治会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における自治会等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）等について広報、指導に努める。

3 上水道施設の災害予防措置

村は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

ア 浄水場等の構造物の耐震整備及び液状化対策

イ 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

ウ 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口徑配水管等の整備による貯水機能の強化

エ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

オ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備

カ 老朽管路の計画的な更新、基幹管路並びに医療施設及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

キ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備（2回線受電、自家発電設備）

ウ 隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築

エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(4) 機械設備や薬品管理における予防対策

ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

イ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄

(5) 二次災害の防止

二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

村は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の整備

村は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備

イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄

ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

エ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

オ 作業員の安全装備等の常備

5 生活用水水源の確保

村は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第8 下水道施設災害予防計画

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、下水道管理者が実施する災害予防対策について定める。

村	地域整備課
関係機関	

1 防災体制の整備

村は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化等、住民の生活に与える影響が大きいため、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

地震発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検、応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておく等、民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(8) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

2 広報活動

村は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

3 下水道施設の災害予防対策

村は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

(1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

(ア) 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

エ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、ほとんど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。したがってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備するほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

イ 燃料の確保

非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。

ウ 維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

4 災害復旧用資機材等の確保

村は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。

また、独自に確保できない資材等については、(一社)山形県建設業協会等や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得る等、広域的な支援体制の確立を図る。

第9 危険物等施設災害予防計画

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

村	
関係機関	県、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 危険物施設の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 県及び消防本部は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

県及び消防本部は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な地震災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、地震発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防本部、警察署等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

(5) 講習等の開催

県は、山形県危険物安全協会連合会等と連携し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の向上と技術の向上を図っている。

(6) 防災のための必要な措置等

危険物取扱事業所は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、村及び県等が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

村	危機管理室、地域整備課
関係機関	

1 基本的な考え方

- (1) 村は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
 県は、市町村への支援を目的として、必要な食料等の備蓄及び調達体制の整備を行う。
- (2) 村及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 村は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 村は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ村内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (5) 村は、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 食料及び生活必需品等の確保

(1) 食料の品目

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

イ 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

(2) 生活必需品の品目

高齢者や乳幼児等、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保を行う。

〈生活必需品の品目例〉

区分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マス

	ク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

(3) 食料・生活必需品等の確保方法

村は、広域的な災害が発生した場合、復旧体制が整うには約3日かかることを想定し、山形盆地断層帯での建物被害罹災者894人を基に、当面、1,000人分の食料を3日×3食分備蓄することとする。

また、公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行う等、供給体制の確立に努める。

3 飲料水の確保

村は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、浄水場等からの給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

また、飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

4 燃料の確保

村は、あらかじめ民間事業者との協定を締結する等、災害時における燃料確保に努める。

第19節 文教施設における災害予防計画

地震発生時において、学校の児童生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、村及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

村	教育課
関係機関	最上教育事務所

1 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

村立学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編」（平成22年11月作成）を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長は、学校防災計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等にあって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ 教職員の緊急出動体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出動体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び児童生徒等の引渡方法等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火扉等の整備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難路を確保するために、除雪を十分に行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(5) 防災教育

校長は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進することにより、体系的に学習できる体制を整備する。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う（学校教育における具体的な防災教育は、本章第3節「防災知識の普及計画」による。）。

(6) 防災訓練

校長は、児童生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する（学校教育における具体的な防災訓練は、本章第6節「防災訓練計画」による。）。

(7) 施設の耐震性の強化

村は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。

また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建造物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これらの施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置をとる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するととも

に、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第20節 要配慮者の安全確保計画

地震発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、村、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備等、要配慮者の安全確保対策について定める。

村	危機管理室、健康福祉課、教育課、大蔵村診療所
関係機関	大蔵村社会福祉協議会

1 在宅の要配慮者対策

(1) 支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の要配慮者の安全確保の基盤となる。

このため、村は、地域の自主防災組織、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による在宅の要配慮者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

(ア) 村は、関係部局の協力とともに、民生・児童委員、ホームヘルパー等の協力を得て避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・家族の同意を得る等プライバシーに配慮する。

(イ) 村は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ウ) 村は、避難支援等に携わる消防本部、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。さらに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

〈地域防災計画に記載する必須事項〉

- ・避難支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講

ずる措置

- ・要配慮者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

ウ 個別避難計画の作成

(ア) 個別避難計画の作成

村は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、防災担当、福祉担当等の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、作成の同意を得て、名簿情報に係る避難行動要支援者一人ひとりに対する個別避難計画の作成に努める。

作成後も避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直し・更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、当該情報の適切な管理に努める。

(イ) 個別避難計画の提供

村は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意により、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ウ) 個別避難計画が作成されていない要支援者への対応

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制

村は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

村は、自治会、自主防災組織、消防団、福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

村、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入や標識の整備について推進する。

エ 近隣住民等の役割

村は、避難支援者、自治会、自主防災組織、福祉関係者及びボランティア組織等と協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

村は、指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、村は、一般の避難スペースでは生活することが困難な要配慮者等を対象とする福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

村及び県は、要配慮者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

- ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による災害知識の普及
- イ 広報紙等による避難行動要支援者の啓発、知識の普及等
- ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

村は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全性を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

村は、実情に応じ、要配慮者の家庭、自治会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災機材等の整備が促進されるよう取り組む。

(7) 村の体制整備

村は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班の設置に努める。

2 社会福祉施設等における対策

(1) 避難確保計画の作成

村は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、診療所その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、村長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

村は、避難確保計画の作成、避難訓練に関する助言等、必要な支援を実施する。

(2) 社会福祉施設等の管理者による災害予防対策

社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防本部、警察署、医療機関及び近隣施設等との連絡会議を設置

し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防団等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれない等のため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日分、推奨1週間の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(3) 村及び県の災害予防対策

村及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

3 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

県及び村は、在日外国人、訪日外国人の特性に応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

県及び村は、国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する

等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(3) 案内標示板等の整備

村は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

県及び村は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第21節 積雪期の地震災害予防計画

他の季節に比べ、より大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、村、県及び防災関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

村	危機管理室、地域整備課
関係機関	県、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 克雪対策

(1) 道路の雪対策

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、村道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 村及び県は、除雪区間の伸長と除雪水準を図るため、除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 村及び県は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路等の整備に努める。

(イ) 県及び村は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

村は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を進める。

(3) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

村及び県は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、村は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要配慮者世帯に対する助成等

村は、自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度の整備に努める。

村は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入促進等、ボランティア活動の安全性の確保に努める。

(4) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、村及び消防本部は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備に努める。

2 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

村及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

村は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進する。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、村は雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

(4) 避難所の整備

ア 集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、村は、集落センター等の避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

イ 避難所の寒冷対策

村は、積雪寒冷期の使用を考慮して指定避難所を指定するとともに、その運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(5) 積雪期用資機材の整備

村は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

3 総合的雪対策の推進

県は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、村及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第3章 災害応急計画

第1節 応急活動体制

第1 災害対策本部

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初期体制を確立するとともに、緊密な連帯を図りつつ災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための活動体制について定める。

1 災害対策本部

村長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、村域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、大蔵村災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 設置・廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で震度6弱以上の地震が観測されたとき ・村長が必要と認めたとき
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策が概ね完了したとき ・村長が必要がなくなったと認めたとき

(2) 設置場所

本部は役場庁舎に設置する。役場が被災し使用不能になった場合は、大蔵小学校に設置する。

(3) 指揮権限者

指揮権限者は村長とし、村長に事故あるときは副村長が、村長、副村長ともに事故あるときは教育長が本部を指揮する。

(4) 本部を設置又は廃止した場合の通知等

本部を設置又は廃止した場合には、次の機関に通知する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、最上総合支庁 ・ 最上広域市町村圏事務組合消防本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庄警察署 ・ 報道機関等
--	--

(5) 本部の組織、運営等

組織は、別図（災害対策本部組織図）のとおりである。

ア 本部員会議

(ア) 組織

本部長	村長
副本部長	副村長、教育長
本部員	総務課長、危機管理室長、住民税務課長、健康福祉課長、産業振興課長、地域整備課長、議会事務局長、教育課長、診療所事務長、会計管理者、消防団長、消防長又は消防長が定めた消防吏員

(イ) 開催

本部員会議は、本部長が招集し、開催する。本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部事務局長にその旨を申し出る。

なお、本部長は、必要と認める場合は、防災関係機関を会議に出席させる。

(ウ) 協議事項

本部員会議において協議する事項は、概ね次のとおりとする。

- ・災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関する事
- ・非常配備体制の切換えに関する事
- ・避難指示等に関する事
- ・応急災害救助に関する事
- ・自衛隊の派遣要請に関する事
- ・県及び他市町村、行政機関、公共機関、関係団体等に対する応援要請に関する事
- ・災害対策に関する経費に関する事
- ・その他、災害対策に関する重要な事項

イ 本部事務局

(ア) 組織

事務局長	危機管理室長
事務局員	危機管理室職員

(イ) 事務処理事項

本部事務局の事務処理事項は、次のとおりである。

- ・災害対策に関する本部長の命令伝達に関する事
- ・本部員会議と部相互の連絡調整に関する事
- ・被害並びに災害対策活動に関する情報及び資料の収集整理に関する事
- ・防災関係機関との連絡等に関する事
- ・その他、本部長が必要と認めたこと

ウ 防災関係機関連絡室

自衛隊、国、県等との連絡調整のため、防災関係機関連絡室を設置する。

(6) 現地本部の設置

本部長は、災害応急対策を推進するため、必要があると認めたときは、現地対策本部を設置することができる。現地対策本部の組織、その他現地対策本部に関して必要な事項はそのつど本部長が定める。

2 災害対策連絡本部

村長は、村域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策本部の設置基準に達しない場合には、大蔵村災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(1) 連絡本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で震度5強の地震が観測されたとき ・村長が必要と認めたとき
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策が概ね完了したとき ・相応の被害が発生し、災害対策本部を設置したとき ・村長が必要がなくなったと認めたとき

イ 設置場所

連絡本部は、役場庁舎に設置する。

〈災害対策本部事務分掌〉

部	事務分掌	初動期（地震発生後24時間）の優先事務
本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置、運営及び廃止に関する事。 2 本部員会議に関する事。 3 職員の動員要請に関する事。 4 気象予警報、災害情報の収集・伝達に関する事。 5 県、国への報告、要請、連絡調整に関する事。 6 他の市町村、関係機関及び関係団体等への要請及び連絡調整に関する事。 7 高齢者等避難、避難指示に関する事。 8 災害広報に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 消防団・水防団の出動、連絡、現場活動及び被害状況の報告に関する事。 11 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 12 災害救助法に関する事。 13 その他本部長の命ずる事項に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置 2 本部員会議の開催 3 気象情報、地震情報の収集・伝達 4 県、国への報告、要請 5 高齢者等避難、避難指示の伝達 6 消防団・水防団の出動 7 県へ自衛隊の災害派遣要請の要求、連絡員の派遣要請 8 職員の動員 9 住民への情報提供
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 参集職員の管理確認に関する事。 2 本部長の命令伝達に関する事。 3 村議会との連絡に関する事。 4 庁舎の被害調査及び機能確保に関する事。 5 緊急輸送に関する事。 6 緊急通行車両及び燃料の確保に関する事。 7 災害情報の集約、整理、公表に関する事。 8 災害の記録に関する事。 9 報道機関への対応に関する事。 10 視察への対応に関する事。 11 被災地の防犯に関する事。 12 受援に関する事。 13 職員への食料等の供給、健康管理に関する事。 14 職員及び家族の安否確認に関する事。 15 本部事務局の応援に関する事。 16 災害及び災害救助法関係の予算財政措置に関する事。 17 災害復旧事業に係る総合調整に関する事。 18 その他本部長の命ずる事項に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員 2 庁舎の点検（被災の場合は移転先確保） 3 緊急通行車両の確認 4 災害情報の収集、取りまとめ及び本部員会議へ報告 5 報道機関への情報提供 6 集結地、臨時ヘリコプター離着陸場の選定
住民税務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事。（健康福祉部と協働） 2 住民相談及び安否確認に関する事。 3 行方不明者の捜索に関する事。 4 遺体の埋葬に関する事。 5 災害に伴う租税等の特例措置に関する事。 6 住家の被害調査及び被災者台帳に関する事。 7 罹災証明に関する事。 8 被災者の援護対策に関する事。 9 その他本部長の命ずる事項に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の施設確認、避難所開設 2 避難者の受入れ 3 児童の保護者への引渡し 4 施設の点検 5 行方不明者の把握、捜索要請
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事。（住民税務部と協働） 2 診療所の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の施設確認、避難所開設 2 避難者の受入れ

部	事務分掌	初動期（地震発生後24時間）の優先事務
	<p>ること。</p> <p>3 医療救護及び助産に関すること。</p> <p>4 被災者及び避難者の健康管理に関すること。</p> <p>5 児童の保護及び応急保育に関すること。</p> <p>6 保育所の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>7 防疫対策に関すること。</p> <p>8 環境衛生、食品衛生の保持に関すること。</p> <p>9 災害廃棄物、し尿の処理に関すること。</p> <p>10 仮設トイレの確保に関すること。</p> <p>11 ペット対策に関すること。</p> <p>12 社会福祉施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>13 大蔵村社会福祉協議会及び関係団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>14 要配慮者対策に関すること。</p> <p>15 遺体の搬送、安置に関すること。</p> <p>16 災害ボランティアについての連絡調整に関すること。</p> <p>17 その他本部長の命ずる事項に関すること。</p>	<p>3 診療所の点検</p> <p>4 災害による傷病者のトリアージ・応急手当・搬送</p> <p>5 在宅難病患者の対応</p> <p>6 避難者の体調確認</p> <p>7 仮設トイレの確保、設置</p> <p>8 避難行動要支援者の避難支援、安否確認</p> <p>9 福祉避難所の開設及び遺体安置所の設置</p>
産業振興部	<p>1 農畜産林産物等の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 農地、林地及び施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 農林漁業者、商工業者及び中小企業等への支援に関すること。</p> <p>4 農業気象等に関すること。</p> <p>5 商工業者及び施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>6 観光客（帰宅困難者）に関すること。</p> <p>7 災害義援（救助）物資の受理及び配分に関すること。</p> <p>8 被災者及び避難者への食料の給与、炊き出しの手配に関すること。</p> <p>9 寝具、衣料品等、生活必需品の給与又は貸与に関すること。</p> <p>10 その他本部長の命ずる事項に関すること。</p>	<p>1 施設の点検</p> <p>2 観光客の把握</p> <p>3 食料の確保、配布、炊き出しの実施</p> <p>4 物資の確保、配布</p>
地域整備部	<p>1 所管の道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 緊急輸送道路の啓開及び放置車両の撤去等に関すること。</p> <p>3 障害物の除去に関すること。</p> <p>4 土砂災害危険箇所等の応急措置等に関すること。</p> <p>5 応急仮設住宅等及び住宅の応急修理に関すること。</p> <p>6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>7 水防に関すること。</p> <p>8 除雪に関すること。</p>	<p>1 施設の点検、応急措置</p> <p>2 啓開、放置車両の撤去</p> <p>3 被災建築物の応急危険度判定</p> <p>4 断水地域の把握</p> <p>5 給水</p> <p>6 排水対策</p>

部	事務分掌	初動期（地震発生後24時間）の優先事務
	9 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 10 給水に関する事。 11 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 12 村設置型浄化槽施設の被害状況調査及び応急復 旧に関する事。 13 住宅復興に関する事。 14 住宅地の排水対策に関する事。 15 その他本部長の命ずる事項に関する事。	
会計部	1 災害関係資金の出納に関する事。 2 災害義援金の受理及び配分に関する事。 3 本部事務局の応援に関する事。 4 その他本部長の命ずる事項に関する事。	1 本部事務局の業務
教育部	1 学校施設、社会教育施設の被害調査及び応急復旧 に関する事。 2 児童生徒の保護及び安否に関する事。 3 応急教育に関する事。 4 避難所の確保及び調整に関する事。 5 教育関係の災害復旧等の予算に関する事。 6 炊き出しに関する事。（調理師要請や在庫食品 の調整） 7 その他本部長の命ずる事項に関する事。	1 避難所の施設確認 2 児童生徒の保護者への 引渡し 3 避難所の開設 4 炊き出しの実施
各部共通	1 避難所の運営に関する事。	

3 業務継続性の確保

村は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、国のガイドライン等を参考として業務継続計画を策定する等、業務継続性の確保を図る。

また、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や、状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第2 職員の動員配備体制

地震による災害発生時に、応急対策を迅速に推進するため、村の職員の動員体制について定める。

村	本部事務局
関係機関	

1 職員の配備体制

配備体制は、概ね次のとおりとする。

種別	区分	基準	配備要員
警戒配備	災害対策警戒班 (第一次)	・ 村内で震度4の地震が観測されたとき	・ 危機管理室全員 ・ 状況により総務課職員
1号配備	災害対策警戒班 (第二次)	・ 村内で震度5弱の地震が観測されたとき	・ 危機管理室全員 ・ 総務課職員全員 ・ 各課長、各課長の判断により必要と認める職員
2号配備	災害対策連絡本部	・ 村内で震度5強の地震が観測されたとき ・ 村長が必要と認めたとき	【連絡本部】 本部長：村長 副本部長：副村長、教育長 部員：全職員
3号配備	災害対策本部	・ 村内で震度6弱以上の地震が観測されたとき ・ 村長が必要と認めたとき	【対策本部】 本部長：村長 副本部長：副村長、教育長 部員：全職員

2 職員の動員体制

(1) 勤務時間内

口頭、電話、行政イントラネット又は庁内放送により、必要な職員を動員する。

(2) 勤務時間外

防災無線システムによるJアラート連携、震度別自動通知及び配備とする。

第3 広域応援・受援体制

地震による大規模災害発生時に、県、被災していない市町村及び民間団体等の協力を得て、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

村	本部事務局、総務部
関係機関	

1 県に対する要請

(1) 県に対する要請

村長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により村長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。

ア 連絡先及び方法

県防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む。）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

イ 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

ウ 応急措置要請事項

- (ア) 応急措置の内容
- (イ) 応急措置の実施場所
- (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

(2) 指定地方行政機関又は指定公共機関からの職員派遣のあつせん要請

村長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員派遣のあつせんを要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

2 市町村に対する要請

村長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告する。

3 指定地方行政機関等に対する要請

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

4 民間団体等に対する要請

村長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

5 受入体制の構築

村は、応援職員等の受入れに当たって、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

6 他市町村への支援体制の構築

村は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

なお、新型インフルエンザ等感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理、マスク着用等を徹底する。

また、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

7 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

村は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

(2) 都道府県に対する応援要請及び受援体制

ア 村長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 村長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により受援体制を整備する。

- (ア) 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- (イ) 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (ウ) 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

ウ 緊急消防援助隊の野営場所は、大蔵村小中学校グラウンド、赤松生涯学習センター、大蔵村運動公園を予定する。

第4 広域避難計画

地震による大規模な災害発生時に、村外へ住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

村	本部事務局
関係機関	

1 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、村の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

ア 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入を要請する。

イ 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

(2) 広域一時滞在

村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、村内の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

ア 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

イ 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

(3) 広域避難者への配慮

ア 県及び村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 県、村及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、次のとおり、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(オ) 医療機関等の生活関連情報

(カ) 各機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制に関する情報

(ク) 被災者生活支援に関する情報

2 他県等からの避難受入れ要請への対応

村は、他地域で大規模災害が発生し、避難受入れの要請があった場合は、県等と連携して、次

の対応に努める。

- (1) 公共施設及び民間宿泊施設の確保
- (2) 公営住宅の確保
- (3) 食料、飲料水、生活必需品等の供給
- (4) 情報の提供
- (5) 要配慮者等に対する支援
- (6) その他、各種の生活支援

第5 自衛隊災害派遣計画

地震による大規模災害発生時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

村	本部事務局、総務部
関係機関	

1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

3 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 村長の知事に対する派遣要請依頼

ア 村長は、知事に対して法第 68 条の 2 第 1 項に基づく自衛隊の災害派遣要請の要求を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書により行う。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付する。

なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付する。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 村長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、必要に応じて、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、村長は速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 村長の自衛隊に対する緊急通知

村長は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求ができない場合は、法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、村長は事後速やかにその旨を知事に通知する。

〈要請（連絡）先〉

災害派遣の要請先	電話番号等
陸上自衛隊第六師団 (第3部防衛班)	電話 0237-48-1151 (内線 5075) (夜間・休日 当直 内線 5207・5019) ファクシミリ 0237-48-1151 (内線 5754)

4 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであ

ると認められること

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること

- (2) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理する。
- (3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。
- (4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

5 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

知事、村長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

- (2) 作業計画及び資機材の準備

村長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求める等、必要な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

- (3) 受入れ施設等の確保

村長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

（ア）小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

（イ）中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地

（ウ）大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

なお、受入れ施設として、幕営地は大蔵村運動公園、ヘリポートは、大蔵村運動公園野球場、ふるさと味来館駐車場、肘折いで湯館駐車場及び消防署南支署を予定する。

6 自衛隊災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう村長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議する。

7 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村（災害救助法が適用された場合

は県)が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く。)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と村長が協議する。

第2節 情報収集伝達計画

第1 通信計画

地震による災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、村が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

村	本部事務局、総務部
関係機関	

1 通信設備の被害対応

地震が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。
また、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2 災害時の通信手段

地震発生時は、次の通信手段を活用する。

なお、村及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局や電気通信事業者への通信機器の貸与の依頼、東北総合通信局への移動電源車の貸与についての要請を行う。

(1) 県防災行政無線

県及び防災関係機関等との通信手段として、県防災行政無線を活用する。

(2) 災害時優先電話

災害発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、あらかじめ東日本電信電話株式会社等に申請を行い、承諾を得た災害時優先電話を活用する。

(3) 非常通信協議会

災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない等の場合は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

(4) アマチュア無線

必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(5) 他機関の通信施設

災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第41条又は災害救助法第11条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、市町村、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方气象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

第2 地震情報等伝達計画

地震による被害を最小限にとどめるため、国、県、村及び放送機関等の防災関係機関が、地震情報を、迅速かつ正確に住民等に伝達するための方法について定める。

村	本部事務局
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 地震情報

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供する。

村は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、防災情報タブレットを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 地震情報

気象庁は、次の地震情報を発表する。

（地震情報の種類）

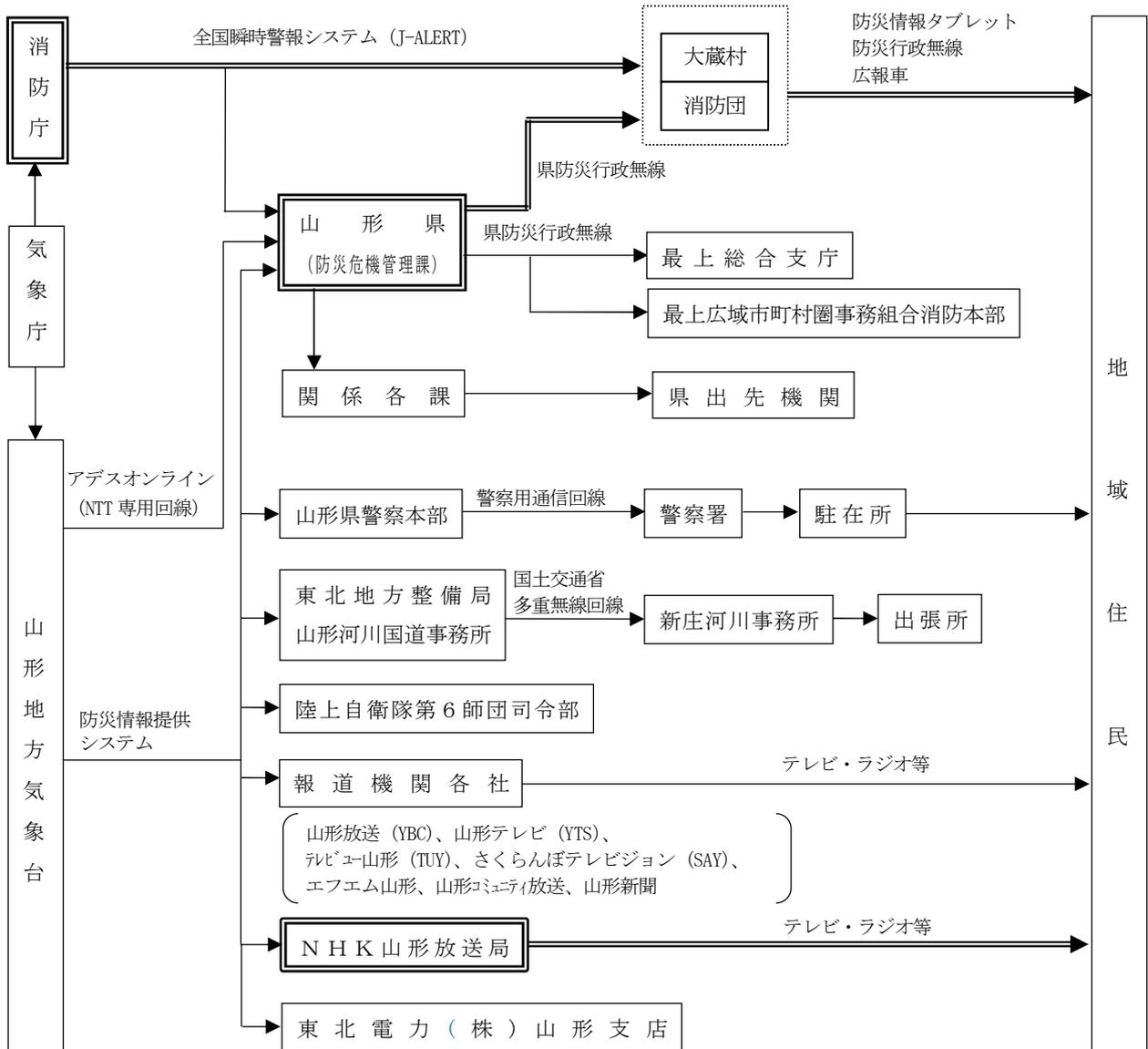
種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震

	合や地震が多発した場合等	が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

2 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報は、気象業務法第15条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、県、関係機関、村及び住民へと伝達されるが、その経路は次のとおりである。

村及び消防本部は、伝達された地震に関する情報を、防災情報タブレット及び防災行政無線により、速やかに住民に周知する。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

〈情報伝達経路図〉

第3 災害情報の収集・伝達計画

地震による災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、村が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

村	本部事務局、各部
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

村内で、大規模な災害や事故等が発生し、次のような場合、村は、直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供する。（大きな状況変化時も同じ。）

- ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合
- イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合
- ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 情報収集・伝達

ア 村は、当該地域において震度4以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

イ 村及び消防本部は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

2 被害状況の調査

(1) 被害調査体制

被害状況の調査は、各部署において分担し、県出先機関、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

(2) 調査要領

山形県災害報告取扱要領等の定めるところによる。

(3) 報告

把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部（総合支庁）を通じて県本部（防災危機管理課）に報告する。

第4 広報計画

地震による災害発生時に、迅速かつ確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、村、県、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

村	本部事務局
関係機関	

1 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

広報活動により提供される被災地の情報を最も求めているのは、直接的な被災者である被災地の住民及び滞在者であるが、被災地外の被災地関係者もその情報を求めていることに留意する必要がある。

また、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者への配慮、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等の多様性に適合した媒体を活用するよう配慮する。

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する必要がある。

2 地震発生後の各段階における広報

村は、地震発生後の各段階において、次の広報を行う。

(1) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

- ア 防災行政無線
- イ 防災情報タブレット（防災情報システム）
- ウ 避難所等における掲示
- エ 災害広報紙、チラシ等
- オ 村ホームページ
- カ 広報車

(2) 広報内容

ア 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

- (ア) 安否情報
- (イ) 住民に対する避難指示等
- (ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- (エ) 避難所の開設状況

イ 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）

- (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 被害認定・罹災証明書の発行
- (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報

ウ 復旧対策期

- (ア) 罹災証明書の発行
- (イ) 生活再建資金の貸付け
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他生活再建に関する情報

3 安否情報の提供

(1) 死亡者等の情報

村は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。

なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

(2) 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防本部、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底する。

4 広報活動実施上の留意点

障がい者や高齢者等の要配慮者、日本語の理解が十分でない外国人等への広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。なお、特に次の点に留意する。

- (1) 避難所等において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者等の配置の措置を講ずる。
- (2) 外国人被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語と外国語による表示等の措置に努める。
- (3) 村外に避難した被災者に生活再建及び復興計画等に関する情報を提供するため、所在を役場に連絡するようホームページ等で呼びかける。

5 広聴活動

村は、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部に設置する。

また、自主防災組織や自治会等からの相談等に対応する。

なお、相談の内容に応じて、災害対策本部の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときは、前項の広報実施方法により、住民等へ周知する。

6 報道機関への情報提供

(1) 放送要請

村は、県を通じて、テレビ、ラジオ等の放送機関へ放送要請を行う。要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

(2) 記者発表

村は、役場等に記者発表場所を設置し、記者クラブに対して災害に関する情報を発表する。発表内容は、あらかじめ本部員会議に諮ったものとする。

(3) 取材活動への対応

取材活動は本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。避難所等における被災者への取材は、地域の自主防災組織等、避難所運営組織が許可したもののみとする。

また、災害対策本部内への立入りや取材は、原則禁止する措置をとるとともに、被災者のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

第3節 避難計画

余震に伴う二次被害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに村及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

村	本部事務局、総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部、教育部
関係機関	新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに村へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の避難行動要支援者の安全確保と避難の補助等を心がける。

(2) 村の支援措置

村は、住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

2 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

村及び防災関係機関は、所管区域内のパトロールを強化して、住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努め、避難指示等を早めに実施するよう留意する。

なお、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を市町村に通知するとともに、一般に周知する。村は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

(2) 避難実施の決定となる必要な措置

ア 避難指示等の実施者

避難指示等の発令は、法第60条に基づき、原則として村長が行う。

避難指示等の発令は、村長の他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

〈避難指示等の実施者〉

	実施責任者	措置	実施の基準
			指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	村長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき
避難指示	村長	・立退き及び立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示 村長 → (報告) → 知事
	知事	・立退き及び立退き先の指示	・村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 ・村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示
避難の指示等	警察官	・立退き及び立退き先の指示警告	・村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があった場合 (法第61条) 警察官 → (通知) → 村長 → (報告) → 知事
		・避難等の措置	・重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第4条) 警察官 → (報告) → 公安委員会
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合に限り、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置 (自衛隊法第94条) 自衛官 → (報告) → 防衛大臣の指定するもの

イ 住民等への伝達

(ア) 高齢者等避難の内容

- a 要避難準備対象地域
- b 避難準備理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等

(イ) 避難指示の内容

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等 (戸締まり、携帯品、服装等)

(ウ) 避難の広報

- a 関係機関は、サイレン、防災行政無線 (戸別受信機を含む)、Lアラート (災害情報共有システム)、広報車及びテレビ・ラジオ等あらゆる広報手段により、住民、要配慮者利

用施設の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

- b 村は、避難行動要支援者への指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 村は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(3) 避難誘導

村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の情報提供に努める。

地震発生直後の避難誘導は、原則として、地域の消防団、自治会又は自主防災組織代表者が行う。地震による斜面崩壊や火災等の二次災害のおそれがある場合は、村が消防団、消防本部、警察署等の協力を得て、誘導員を配置して誘導する。

また、避難行動要支援者の誘導は、あらかじめ指定した避難支援者等が行う。

3 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、法 63 条に基づき村長が実施する。

ただし、知事は、村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

〈警戒区域設定権者〉

災害種別	設置権者	備考
災害全般	村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。 (法第 63 条)
	警察官	村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第 63 条)
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官	村長又はその委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいない場合に限る。(法第 63 条)
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定(消防法第 23 条の 2)
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定(消防法第 28 条)
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。(消防法第 28 条)

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープ張等の事実行為として行う。

また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官又は自衛官が、村長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨

を村長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、村長は、必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受け入れる。

4 学校、社会福祉施設等における避難対策

(1) 保育所、学校等における避難対策

保育所長及び学校長等は、就業時間中に地震が発生し避難の必要がある場合は、あらかじめ定められた計画に基づき集団で避難させる。

(2) 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設の管理者は、入所者を避難させる必要がある場合は、あらかじめ定められた計画に基づき集団で避難させる。

5 帰宅困難者、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

村は、旅行者、宿泊者等の土地不案内者に対して、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供しよう努める。

また、安否情報を把握し、問い合わせや情報発信等に対応する。

第4節 避難所運営計画

地震による災害発生時に、村が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

村	本部事務局、住民税務部、健康福祉部、教育部
関係機関	

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

ア 村は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を住家の倒壊等により、さらに避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示する。

イ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

ウ 新型インフルエンザ等感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制等、感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

エ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

オ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続と見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

カ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(2) 福祉避難所の開設

村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて公共施設等に福祉避難所を開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、福祉避難所での生活が困難な要配慮者は、協定等に基づき社会福祉施設への収容を要請する。

(3) 開設初期に必要な措置

ア 施設の確認

村は、避難所の応急危険度判定等、施設・設備の確認を行う。

イ 避難者数の把握

村は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

ウ 避難所の運営リーダーの選出

村は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

エ 物資等の調達

村は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられる。

- (ア) 食料（パン、おにぎり等すぐ食べることができるもの）
- (イ) 毛布
- (ウ) 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）
- (エ) 医薬品
- (オ) 生理用品
- (カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）
- (ク) 飲料水
- (ケ) 燃料

オ 通信手段の確保

村は、避難所と村役場等との通信手段を確保する。

(4) 避難所以外で生活している被災者への配慮

村は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っている等、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(5) 開設に関する周知及び報告

村は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、警察署及び消防本部等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知する。

また、避難所開設に係る次の事項を県（総合支庁経由）に速やかに報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 開設箇所数及び避難所の名称
- ウ 避難者数

2 避難所の運営管理

村は、避難所となった学校の施設管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 管理運営体制の確立

避難施設の管理者及び避難所のリーダーと協力し、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、聴覚障がいを持つ避難者等に配慮し、掲示板の設置やチラシの配布、手話等により情報を提供する。また、特殊公衆電話やテレビ、ラジオを避難所に設置する。

(3) 物資・サービス等の提供

避難所の運営管理チームを通じて避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社から派遣された奉仕団とも協力し、物資・サービスの提供に努める。

3 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

村は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕のある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、村の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を村以外の社会福祉施設等に収容する必要がある場合は、被災地以外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) さらに危険が迫った場合

村は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察署等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難地等へ再避難させる。また、必要に応じ自衛隊の協力を要請する。

(3) 危険が去った場合

村は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通じて避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また、避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次村に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

4 避難所運営に係る留意点

(1) 村のとるべき措置

村は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者及び病人等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

ア 避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

イ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当と保健福祉担当が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

ウ 被災者の栄養、健康等

被災者のニーズに応じた生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮する。

エ 衛生、給食及び給水対策

(ア) 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

(イ) 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

(ウ) 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。

(エ) トイレの確保に十分配慮する。

オ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

カ 要配慮者に配慮した運営、環境整備

(ア) 掲示板、チラシ、通訳者の配置等、要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。

(イ) 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。

(ウ) 施設のバリアフリー化を図るとともに要配慮者専用スペースの確保について配慮する。

(エ) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

キ 避難所運営への女性の参画促進

避難所の運営において、男女共同参画の観点から運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画等、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

ク 男女のニーズの違いへの配慮

男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

ケ 女性等に対する暴力の防止・安全確保

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次のとおり、女性、子ども等の安全に配慮するよう努める。

(ア) 女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置

(イ) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置

(ウ) 照明の増設

(エ) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターの掲載

また、警察、医療機関及び女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

コ 家庭動物の同行避難

家庭動物のための飼養スペースの確保等、同行避難の状況把握に努める。

また、獣医師会、動物取扱業者等に協力を要請する。

サ 各機関等への協力要請

避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

シ 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるよう努める。

ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力

- イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールの遵守
- ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

5 新型インフルエンザ等感染症対策

村は、新型インフルエンザ等感染症が流行している場合は、次の措置をとる。

(1) 多くの避難所の確保

村指定の避難所以外の施設を確保し、可能な限り多くの避難所を開設する。

(2) 親戚、知人宅等への避難

避難所の過密を防ぐため、親戚、知人宅への避難、自宅ガレージ、テント等での避難を検討するよう周知する。

(3) 自宅療養者の避難

自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当は、防災担当に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

自宅療養等を行っている感染症の軽症者等は、専用の避難所への受入れ又は保健所と連携して専用施設等への搬送を行う。

(4) 専用スペースの確保

発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレを指定する等、区域及び動線を区分する。

(5) 健康状態の確認

避難直後に検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、濃厚接触者を判別し、保健所に連絡する。

感染が判明した場合は、感染者及び濃厚接触者を隔離するとともに、医療機関等への移送等の措置を保健所に要請する。

(6) 衛生環境の確保

避難者及び避難所運営スタッフは、手洗いの実施、マスクの着用に留意する。

また、避難所内は十分な換気、定期的な消毒に努める。

第5節 災害警備計画

地震による大規模災害発生時に、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察が行う災害警備活動について定める。

なお、県は、県地域防災計画において、県警察の災害警備計画を以下のように定めており、新庄警察署は、この計画に基づき災害警備を実施する。

村	本部事務局
関係機関	新庄警察署

1 災害警備体制の確立

(1) 職員の招集・参集

県警察は、大規模な地震発生が発生した場合、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 広域的な支援体制

県警察を管理する公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに即応部隊の派遣を求めるとともに、災害への対応が長期にわたり必要となる場合は、一般部隊の派遣を求める。

(3) 警備体制の種別

県警察の災害に対処する警備体制は、次のとおりとする。

ア 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生まで相当の時間的余裕があると考えられる場合

イ 警戒体制

気象警報等が発せられた場合で、災害が発生し、又は発生が予想される場合

ウ 非常体制

大規模な災害が発生し、又は発生しようとする場合

(4) 災害警備本部等の設置

県警察は、警備体制の種別等に応じて、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備準備本部（警察本部に限る）、災害警備連絡室を設置する。

2 災害警備活動の実施

(1) 情報の収集

県警察は、警察通信の機能を確保し、多様な手段により災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握する。

また、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集にあたる。

(2) 救出救助活動等

ア 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に警備部隊を被災地を管轄する警察署等に派遣する。その際、災害発生当初の72時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、装備資機材等を重点的に配分する。

イ 被災地を管轄する警察署の署長は、自署員、応援派遣職員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら当該救出救助活動部隊の担当区域を決定

する。

また、消防本部、自衛隊等防災関係機関の現場責任者と、随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(3) 避難誘導

県警察は、次の事項に留意して地域住民等の円滑かつ安全な避難誘導等に当たる。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

イ 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮する。

ウ 警察署等に一時的に受け入れた避難住民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

エ 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(4) 身元確認等

県警察は、村等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察への支援要請等により、死体見分の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

(5) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等については、村災害対策本部に通報して避難指示等の発令を促すとともに、被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(6) 危険箇所等における避難誘導等の措置

県警察は、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の発生の有無の調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置をとる。

(7) 社会秩序の維持

県警察の社会秩序維持活動は、次のとおりとする。

ア 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

イ 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

ウ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。

エ 地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行う等、連携を保ち地域安全情報の提供や相談所の開設等を行い住民等の不安の軽減に努める。

(8) 交通規制

本章第10節第2「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

(9) 関係機関等との連携

ア 村・県（災害対策本部）

県警察は、村及び県災害対策本部に職員を連絡員として派遣し、被災情報、警備状況等に

関する情報の共有を行う。

イ 消防本部

県警察は、火災現場で消防本部が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

ウ 自衛隊

県警察は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

エ 関係団体

県警察は、大規模な地震による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、一般社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

第6節 救助・救急計画

大規模な地震による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、村、消防団、消防本部、県、警察署及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

村	住民税務部
関係機関	新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに村、消防本部及び警察署等関係機関に通報するよう努める。特に、生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の捜索

村、消防本部及び警察署等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て、地域を分担し被災地内の生理め者を捜索する。道路が損壊している場合には、バイクや自転車による機動的な捜索を行う。

2 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防本部は、救助隊を編成する。その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位等により警察署及び消防団の協力の活用等を考慮する。

村は、必要に応じて新庄市最上郡医師会等と協力して、現場近くに医療救護所を開設する。必要な場合には、県を通じて自衛隊による医療救護所の開設を要請する。

(2) 応援要請

村は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、県、関係機関に応援を要請する。

また、地元建設業者に建設機械等の派遣等、生理め者の救助活動に協力するよう要請する。

3 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

警察署は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

消防本部及び警察署は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

消防本部、警察署及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活

動を展開する。また、消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

なお、地震発生直後においては、住民は、地域で協力して速やかに救助活動を実施する。また、救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努める。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

4 負傷者の搬送

消防本部は、医療救護所又は最寄りの救急病院等に搬送する。

医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

第7節 消火活動計画

地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防本部等が実施する消火活動について定める。

村	本部事務局
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

ア 消防本部等へ速やかに通報するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

2 火災防ぎょ活動

(1) 消防本部による活動

ア 消防吏員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき本署又は支署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

イ 次の方法により火災情報の収集にあたる。

(ア) 119番通報及び駆け付け通報

(イ) 消防吏員の参集途上における情報収集

(ウ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ 警察署及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて警察署に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対する措置命令又は措置を行う。

エ 火災防ぎょ活動に当たり、次の事項に留意する。

(ア) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

(イ) 火災現場において要救助者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ウ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

(エ) 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保する

よう努める。

(オ) 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2) 消防団による火災防ぎょ活動

消防団は、火災が発生した場合、消防団長の指揮のもと次の火災防ぎょ活動を行う。

ア 消防団員の参集

消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。なお、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限り収集するよう努める。

イ 初期消火の広報

消防団は、出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 情報の収集、伝達

消防団は、現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等関係機関へ連絡する。

エ 火災防ぎょ活動

消防団は、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な火災防ぎょ活動にあたる。消防本部が到着したときは、消防長又は消防署長の所轄の下、協力して火災防ぎょ活動にあたる。なお、幹線避難路確保のための火災防ぎょ活動等人命の安全確保を最優先に行う。

オ 避難誘導

避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

カ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

3 広域応援要請

村長等は、村の消防力で対応が困難な場合、他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

(1) 応援要請の手続き

村長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の受入体制

村は、緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、次により応援受入体制を整備する。

ア 集結場所、誘導方法

イ 指揮命令・連絡体制

ウ 野営場所、ヘリポートの確保

野営場所	大蔵村運動公園、大蔵村小中学校グラウンド、赤松生涯学習センター
ヘリポート	大蔵村運動公園野球場、ふるさと味来館駐車場、肘折いで湯館駐車場、消防署南支署

(3) 県防災ヘリコプターの応援要請

火災が発生し、村長等が必要と判断した場合は、県に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

第8節 医療救護計画

大規模災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、村、県及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

村	健康福祉部、大蔵村診療所
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、(一社)新庄市最上郡医師会、(一社)山形県歯科医師会新庄地区、新庄最上薬剤師会

1 医療救護の実施

(1) 医療救護所の設置

村は、傷病者が多数発生するおそれがある場合、大蔵村診療所に医療救護所を設置し、災害医療の拠点とする。

また、必要に応じて、災害現場又は肘折防災センター等の公共施設に医療救護所を設置する。

(2) 医療救護班の編成

村は、医師、看護師等で医療救護班を編成する。診療所の医師、看護師等で対応が困難な場合は、県に医療救護班の派遣を要請する。

(3) 医療救護所の活動

医療救護所では、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重症者等をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して、応急処置・治療を提供する。

(4) 救出現場からの搬送

救出現場等から医療救護所その他の医療機関への搬送は、救出した機関、住民等が車両等で搬送しする。

(5) 後方支援病院への搬送

重篤傷病者等は、県の調整のもと、消防本部が後方支援病院へ搬送する。

ただし、搬送する傷病者が精神障がい者の場合は、県が手配したバス等の搬送手段により、精神科医療従事者の同乗を条件に搬送を行う。

〈後方支援病院〉

区分		医療機関
災害拠点病院	基幹災害医療センター	県立中央病院
	地域災害医療センター	公立置賜総合病院、日本海総合病院、 済生会山形済生病院、県立新庄病院、 山形市立病院済生館、鶴岡市立荘内病院
大学病院		山形大学医学部附属病院
最上地域の救急告示医療機関		県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院、 新庄徳洲会病院

2 医薬品・医療用資機材等の調達

村は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は、県に支援要請を行う。

3 在宅難病者への対応

村は、人工透析患者及び難病者が継続して必要な医療を受けられるよう県に要請し、その医療情報を在宅難病者に提供する。被災地外の対応が必要な場合は、移送を支援する。

4 避難者の健康管理

村は、避難生活が長期化する場合は、必要に応じて、避難所等で健康管理を行う。

第9節 遺体対策計画

大規模な地震に伴う建造物の倒壊及び火災等により発生する多数の遺体について、主として村が実施する災害応急対策について定める。

村	住民税務部、健康福祉部
関係機関	新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 遺体等の搜索

村は、警察署、消防本部及び消防団の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行う。

この際、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告し、必要がある場合は自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう要求する。

2 遺体の処置等

(1) 遺体の安置

ア 村は、遺体安置所を公共施設等に設置し、遺体を搬送・安置するとともに、県及び警察署と連携のうえ、検視・検案業務を行える体制を整備する。

イ 遺体安置所の設置にあたり、次の事項を考慮する。

(ア) 避難所、医療救護所とは別の場所とする。

(イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。

(ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

(エ) 遺体安置所として適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 村は、遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。また、納棺作業等について葬祭業者の協力を得る。

エ 村は、県及び警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について、住民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検視（検案）・処置等

ア 警察官は、関係法令等に基づき遺体の検視を行う。

イ 村は、新庄市最上郡医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 村は、身元不明の遺体について警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。

イ 警察署は、DNA型鑑定資料や指紋等の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、村と協力してその身元確認を行う。

ウ 村は、遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着した場合）のうち、身元が判明しない者の遺体も行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引渡し

- ア 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。
- イ 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

3 遺体の埋葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋葬を行う。
- (2) 村は、死亡者が多数のため、通常の手続きでは、遺体の腐敗等による公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬許可手続きを簡素化できる方法について、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (3) 村は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、村が埋葬を行う。

4 広域応援体制

村は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋葬に実施が困難な場合は、近隣市町村等又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

第10節 交通輸送計画

第1 輸送計画

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、村が実施する災害応急対策について定める。

村	総務部
関係機関	

1 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は、次のとおりとする。

(1) 応急対策活動期

- ア 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- エ 食料及び水等避難生活に必要な物資
- オ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- カ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資
- キ 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- ア 上記(1)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2 輸送の実施

村は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両又は航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

(1) 車両の確保

村は、村有車両を管理し、輸送に活用するほか、輸送事業者等に要請する。

また、車両の調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項(概要)を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあつせんを依頼する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

(2) 燃料の確保

村は、燃料販売業者に災害対策車両への給油を要請する。

(3) 航空輸送力の確保

村は、ヘリコプターによる輸送が必要となったときは、県に要請する。

また、県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受入体制を整える。

3 地域内輸送拠点の開設・運営

(1) 物資が少ない場合

村は、食料、生活必需品等の物資を受け入れ、避難所等に配分するため、青雲館（大蔵中学校敷地内）に物資輸送拠点を開設する。

物資輸送拠点の運営は、応援職員、自主防災組織等の協力により行う。

(2) 物資が大量の場合

村は、大量の物資の受入が必要な場合は、県を通じて公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得て物資輸送拠点を開設する。

物資輸送拠点の運営は、物流事業者に要請する。

第2 道路交通計画

道路交通機能の確保を図るため、村、道路管理者及び県警察が実施する道路交通の応急対策について定める。

村	総務部、地域整備部
関係機関	県、新庄警察署

1 災害の未然防止

道路管理者は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

2 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

道路管理者は、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

3 情報の収集・伝達

道路管理者は、道路情報を収集し、村に伝達する。救急・救助活動及び消火活動等、他に優先する応急対策活動に関係する道路情報については、直ちにその応急対策業務を実施する関係機関に伝達する。

4 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

(1) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(3) 国又は県は、道路管理者である県又は市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

5 緊急輸送道路等の啓開

(1) 道路管理者は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、県警察及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる車両の移動

ウ 仮設橋の架橋

(2) 県及び村は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

村は、啓開作業にあたって、建設業者等の協力を要請する。

6 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の設定

県公安委員会は県との調整のもと、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制（禁止又は制限）する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。

(2) 緊急通行車両の確認

県公安委員会は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。

村は、事前届出車両について、事前届出済証等を提示し、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。事前届出をしていない車両については、村地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、村の上申書等）及び自動車検査証の写しを提出し、審査を受ける。

〈緊急通行車両の確認〉

確認者	申請受付及び確認場所
県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察本部交通規制課 ・ 各警察署 ・ 高速道路交通警察隊 ・ 交通検問所

7 道路施設の応急復旧

応急復旧工事は、道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案し、順次実施する。

第11節 各種施設災害応急計画

第1 土砂災害防止施設災害応急計画

地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、国及び県が実施する災害応急対策及び村との連携について定める。

村	地域整備部
関係機関	新庄河川事務所、県

1 被害状況調査

施設管理者は、それぞれが定める震度の基準に基づき、必要に応じて防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

村は、土砂災害防止施設の被害情報を入手した場合、必要に応じて現地を確認し、土砂災害防止施設の管理者（以下、本節において「施設管理者」という。）に通報する。

2 住民の安全確保

施設管理者は、村と連携して、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

3 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や災害が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講ずるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

国及び県は、地震にともなって発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、村と連携して、防災関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難を指示するとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

国及び県は、村と連携して地震直後のみならず一定期間、監視を継続するほか、住民に注意を呼びかける。また、村は、避難所・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第、速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や浸食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。溪流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

カ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

4 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第2 河川施設災害応急計画

地震により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

村	地域整備部
関係機関	新庄河川事務所、県

1 被害状況調査

施設管理者は、それぞれが定める震度の基準に基づいて民間協定業者と連携し直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

2 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止し、村、消防本部及び警察署等へ通報するとともに、村と連携して、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

3 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、速やかに応急措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次被害の防止に努める。

オ 危険物、油流出事故対策の実施

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚

染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあつては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

4 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3 農地・農業用施設災害応急計画

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、県、村及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

村	産業振興部
関係機関	県

1 施設の緊急点検

施設管理者は、それぞれが定める震度の基準に基づいてパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、村、警察署及び消防本部等の関係機関へ通報するとともに、村と連携して、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

2 被災状況の把握

村は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

3 応急対策及び応急復旧対策の実施

(1) 応急対策

施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県、村及び警察署等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ 施設管理者は、必要に応じ、地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な警戒避難体制をとる。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。

(2) 復旧工事

村は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手段をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第4 電力供給施設災害応急計画

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

なお、県は、県地域防災計画において、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社の行動、措置を以下のように定めている。

村	本部事務局
関係機関	東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社

1 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、地震が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 震度6弱以上を観測する地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

ウ 山形支店、山形支社のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 被災状況の把握及び広報

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は市町村の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

3 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 災害対策組織相互の融通

(ウ) 他電力会社からの融通

イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は市町村の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、市町村、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

なお、電源車等の配備は、国、県、東北電力株式会社等が調整を行い決定する。

4 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込み

カ 宿泊施設、食料等の手配

キ その他必要な対策

(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

第5 ガス供給施設災害応急計画

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために、液化石油ガス供給事業者が実施する災害応急対策について定める。

村	本部事務局
関係機関	山形県LPガス協会最上支部

1 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、山形県LPガス協会最上支部（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、消防本部、警察署及び各総合支庁へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

2 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、市町村、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

3 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

4 応援要請

事業者は、自らによっては応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。県は、応援の要請があった場合、応急措置に関し指導するとともに、他の事業者に対し緊急応援を要請する。

第6 電気通信施設災害応急計画

地震発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

村	本部事務局
関係機関	東日本電信電話株式会社

1 応急対策

(1) 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

地震等により災害発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

ア 全社体制による応急復旧要員等の非常招集

イ 関連会社等による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 非常用無線通信装置

ウ 非常用電源装置

エ 応急ケーブル

オ その他応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、あらかじめ定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、応急用資機材等の仮設や災害対策用通信機

器の設置を行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第7 上下水道施設災害応急計画

地震に伴う上下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、村が実施する上下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

村	地域整備部
関係機関	村内上下水道工事取扱業者

1 上水道施設

(1) 活動体制の確立

村は、関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 村のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

イ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

ウ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

エ 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

(2) 被災状況の把握

村は、次により迅速かつ的確に水道施設、追跡等の被災状況を把握する。

ア テレメータ監視システム等による運転状況の把握

イ 職員等の巡視点検による被災状況の把握

ウ 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

(3) 緊急対策

村は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

ア 二次災害の防止策

(ア) 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。

(イ) 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講ずる。

(ウ) 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

イ 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

(4) 応急復旧

村は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

村による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、その他の給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、関係機関と連絡調整を行う。

カ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう減菌を徹底する。

キ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

2 下水道施設

(1) 活動体制の確立

村は、災害対策本部の中に、情報、調査、機動、復旧を担当する下水道対策組織を設ける。

(2) 被害状況の把握と広報

ア 段階ごとの被災調査

村は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

(ア) 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

(イ) 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

(ウ) 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

イ 広域応援要請

地震による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

ウ 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は、村へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

(3) 応急対策

ア 施設の応急対策

村は、調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び仮設配管の布設等を行う。

イ 仮設トイレの確保

上道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(4) 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、浸水被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度及び健全度等を検討のうえ実施する。

3 浄化槽施設

村は、村設置型浄化槽施設について、村が維持管理する施設の被害状況調査及び応急復旧を行う。

第8 危険物等施設災害応急計画

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

村	本部事務局
関係機関	新庄河川事務所、県、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 危険物施設の災害応急対策

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防本部、警察署、村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時、総務省消防庁に報告するとともに、取り扱い規制担当省庁に報告する。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ村、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

(ア) 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防本部及び警察署等に連絡する。

イ 村

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。

(イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

2 危険物等流出応急対策

河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに村、消防本部、警察署、河川管理者等

関係機関に通報又は連絡する。

- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (4) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む）が、河川等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者及び総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第12節 農林水産業災害応急計画

地震による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、村及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

村	産業振興部
関係機関	山形森林管理署最上支署、県、もがみ中央農業協同組合、最北中部漁業協同組合、最上広域森林組合

1 被害状況の把握

県及び村は、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

2 二次災害防止措置

村は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業関係施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合や林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

(4) 水産物及び水産施設

漁業協同組合等及び漁家に対し、指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、警察署及び消防本部と連携し、必要な措置を講ずる。

3 災害応急対策

(1) 農作物及び農業用施設

村及び県は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防措置
- イ 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保

(2) 家畜及び家畜飼養施設

村及び県は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

- (ア) 家畜死体の受入体制の確保
- (イ) 家畜死体の埋却許可
- (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査センター）
- (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）
- (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商協同組合）

イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

- (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
- (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
- (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県家畜畜産物衛生指導協会）

ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）

エ 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 林産物及び林産施設

ア 村、森林管理署及び県は、森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

- (ア) 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
- (イ) 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- (ウ) 病虫害発生予防用薬品の円滑な供給
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (オ) 林産物の生育段階に対する生産管理技術指導

イ 県は、林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

(4) 水産物及び水産施設

ア 県は、漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力要請を行う。

イ 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

第13節 生活支援計画

第1 食料供給計画

災害により食料を確保することが困難となった場合における、村が実施する災害応急対策について定める。

村	住民税務部、産業振興部
関係機関	もがみ南部商工会大蔵事務所、もがみ中央農業協同組合

1 食料の調達及び配分

(1) 備蓄の活用

地震発生直後は、家庭内備蓄や地域での共助による食料で充当する。

村は、住宅倒壊等により家庭内備蓄を失った被災者等に行政備蓄を供給する。

(2) 調達

村は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、あらかじめ優先供給に関する協定を締結しているもがみ南部商工会、JAおいしいもがみ、流通関係業者等からの調達を実施する。

村のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。応援要請を行う際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

イ 被害が広範囲に及び他の市町村から応援が困難な場合、又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合、村は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

ウ 国は、県及び村において、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災地からの要請がなくても食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

村は、必要な情報について可能な限り国に提供し、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

(3) 調達食料品目例

村は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類(即席麺・そば・乾燥うどん)、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品(缶詰・漬物・佃煮・野菜)、調味料(味噌・醤油・塩・砂糖)

(4) 炊き出し

ア 炊き出しは原則として、避難所又はその付近の公共施設等において行う。

イ 炊き出しは、自主防災組織等の住民組織が主体となって行うよう協力を求める。

ウ 炊き出し器材は、個人や地域の所有物を要請するほか、必要に応じて村が調達する。

エ 大量に炊き出しが必要となり、炊き出し要員等が不足する場合は、日本赤十字社山形県支

部の協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

(5) 配分

被災住民への食料配分は、自主防災組織、避難所の運営管理チーム等の協力を得て行う。実施にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分

2 食料の輸送

(1) 地域内輸送拠点の開設

村は、調達した食料の輸送拠点を青雲館（大蔵中学校敷地内）に開設する。
大量の食料を扱う場合は、物流事業者に要請する。

(2) 輸送

食料の輸送は、村有車両又は輸送事業者に委託する。

3 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本節第4「保健衛生計画」による。

第2 給水計画

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水及び生活用水等を確保するため、村が実施する給水について定める。

村	住民税務部、地域整備部、教育部
関係機関	

1 応急給水

村は、被災施設や被災住民数を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

その際、衛生対策、積雪等の気象条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

(1) 応急給水の準備

- ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
- イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- ウ 配水池及び貯槽等の貯水施設の確保
- エ 給水車等による応急給水の確保
- オ 水質の衛生確保
- カ 備蓄飲料水の量の確認

(2) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

- ア 拠点給水
 - 配水池、貯水槽及び避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。
- イ 運搬給水
 - 給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
- ウ 仮設給水
 - 応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。
- エ 備蓄飲料水の供与
 - 村は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

(3) 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資材の確保

- ア 飲料水の確保
 - 被災直後は配水池や貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。
- イ 応急給水用資材の確保
 - 村が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむを得ず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

(6) 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

(7) 生活用水の確保

区域内の井戸水及び雨水等に消毒剤を添加した水を、水洗トイレの流し水や手洗水等に利用する。

(8) 地域性及び積雪期への配慮

積雪期において、給水車等の運搬給水が困難な場合は、必要により消雪用井戸等による給水を行う。

(9) 要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、住民相互の協力を得て、優先的な応急給水ができるよう配慮する。

2 住民への広報

村は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

(1) 被災直後の広報

ア 局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多角的に広報するよう努める。

(2) 長期的復旧計画の広報

長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びホームページ等を利用して広報する。

(3) 情報連絡体制の確立

村は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第3 生活必需品等物資供給計画

地震により被災した住民等が、生活必需品を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、村が生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

村	住民税務部、産業振興部
関係機関	もがみ南部商工会大蔵事務所、もがみ中央農業協同組合

1 生活必需品等の調達及び配分

(1) 備蓄の活用

地震発生直後は、家庭内備蓄や地域での共助による生活必需品等で充当する。

村は、住宅倒壊等により家庭内備蓄を失った被災者等に行政備蓄を供給する。

(2) 調達

村は、供給対象者数を確認し供給数量を決定した後、あらかじめ優先供給に関する協定を締結しているもがみ南部商工会、JAおいしいもがみ、流通関係業者等からの調達を実施する。

村のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。応援要請を行う際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

イ 被害が広範囲に及び他の市町村から応援が困難な場合、又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合、村は県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

ウ 国は、県及び村において、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災地からの要請がなくても物資の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

村は、必要な情報について可能な限り国に提供し、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

(3) 調達生活必需品等物資品目例

村は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具(毛布、布団等)

イ 被服(肌着等)

ウ 炊事道具(鍋、炊飯器、包丁等)

エ 食器(茶碗、皿、はし等)

オ 保育用品(ほ乳びん、紙おむつ等)

カ 光熱器具・材料(マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等)

キ 日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等)

ク 生理用品

ケ 暖房器具

(4) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分は、自主防災組織、避難所の運営管理チームの協力を得て行う。実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入確認及び需給調整

- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

2 生活必需品等の輸送

(1) 地域内輸送拠点の開設

村は、調達した生活必需品等の輸送拠点を青雲館（大倉中学校敷地内）に開設する。
大量の生活必需品を扱う場合は、物流事業者に要請する。

(2) 輸送

生活必需品等の輸送は、村有車両又は輸送事業者に委託する。

第4 保健衛生計画

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、村及び県が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

村	健康福祉部、大蔵村診療所
関係機関	県、最上保健所、日本赤十字社山形県支部

1 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するために、村は、次の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 集団給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

2 活動体制の確立

村及び保健所は連携して、保健師を中心として、必要に応じ医師、栄養士、精神保健相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

3 防疫等資器材の確保

村は、防疫及び保健衛生資器材を調達するが、不足する場合は、保健所に確保を要請する。

4 保健衛生対策の実施

村は、保健所と連携して、避難所の衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、救護所等の設置、心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態に配慮を行い、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施する。

(1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染症胃腸炎、インフルエンザ等感染症予防の保健指導

- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安除去等メンタルヘルスの対応
- カ 口腔保健指導
- キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、村と連携して適切な生活環境を確保する。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防）
- イ 衣料、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、トイレ等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

ア 感染症発生予防対策

村は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

(ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食べ物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ及び家の周りの消毒を指導する。

(イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。

なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ 疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

ウ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、擬似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

(ア) 感染症患者等の入院

保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で相当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

(イ) 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学調査や検便等の健康診断を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

(ウ) 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

県は、村に指示し、又は県自ら感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

エ 結核定期外健康診断の実施

保健所は、結核のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期

外健康診断を実施する。

(4) 食品衛生対策

保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、村及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

村と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

(ア) 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

(イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視

(ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 栄養指導対策

保健所は、村と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

村が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

(6) 心のケア対策

県は、被災者に対する心のケアとして、次の対策を講じる。

ア 被災者を対象とした相談

(ア) 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を保健所・精神保健センターで実施する。

(イ) 避難所や応急仮設住宅等で生活している被災者に対して、保健所の精神保健福祉相談員等による巡回相談を実施する。

イ 被災地への心のケアチームの派遣

(ア) 県は、村の要請に基づき、県内外のDPAT及び心のケアチームを被災地に派遣し、避難所又は在宅で避難している精神障がい者の精神科医療を確保するとともに、急性ストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民及び地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して、精神保健活動を実施する。

(イ) 日本赤十字社山形県支部は、日本赤十字社本社及び他県支部から派遣された心のケアチームの活動について、県と連絡調整を行う。

ウ 被災者への普及啓発

(ア) 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。

(ウ) 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者の心のケアに関する情報を提供する。

エ 援助者への教育研修

(ア) 保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する研修を実施する。

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスカケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが予想されるので、メンタルヘルスカケアを長期的に実施する。

5 被災動物対策

(1) 避難動物の適正飼養等

避難動物の飼養は所有者が行うことを原則とする。

村は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護

村は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。

第5 廃棄物処理計画

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として村が実施する廃棄物処理対策について定める。

村	健康福祉部、地域整備部
関係機関	最上広域市町村圏事務組合

1 災害廃棄物処理

村は、次により災害廃棄物処理を実施する。

(1) 災害廃棄物処理実行計画の作成

村は、大蔵村災害廃棄物処理計画に基づき、被害状況から災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた処理方法等を検討し、災害廃棄物処理実行計画を作成する。その際、県に技術的な援助を要請する。

災害廃棄物の対象は、次のとおりである。

区分	内容	
災害廃棄物	可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材、廃家電類、処理困難物	
避難者の生活に伴う廃棄物	避難所 ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ	住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）	
思い出の品	廃棄物ではないが、個人にとって価値があると認められるアルバム、記念品等	

(2) 災害廃棄物の処理

村は、最上広域市町村圏事務組合及び県と連携し災害廃棄物を処理する。

ア 組織体制の構築

職員の参集状況に応じて編成可能な組織を構築し、県等の外部機関との連絡体制を確保する。

イ 情報収集と整理

被害状況の収集整理、廃棄物処理施設等の状況確認、避難者数の把握等を行い、対応の優先順位及び報告のため情報整理を行う。

ウ 対応方針の検討

災害廃棄物の発生量、避難所ごみの発生量及び仮設トイレの必要数の推計を行い、仮置き場の要否、ごみの受入方法等の基本事項を検討する。

エ 収集運搬手段の確保

廃棄物及びし尿の収集運搬手段の確保、仮設トイレの設置要請を行う。

オ 仮置場の開設と運営

仮置場を準備するとともに、仮置場を運営管理するための人材、資機材等を確保する。

カ 廃棄物処理の推進

仮置場で分別、選別等の処理を行った後、災害廃棄物を処理施設に搬入し処理する。
村及び組合で処理が困難な場合は、県、協定先等に支援を要請する。

キ 国による代行

特定の大規模災害が発生し、村が災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域となった場合は、災害廃棄物の処理を村に代わって国が行うよう要請する。

(3) 思い出の品への対応

家屋の解体・撤去等の際に回収される思い出の品等は、可能な限り集約して洗浄・乾燥させ、管理リストを作成したうえで保管・管理、引き渡しを行う。

(4) 建物の解体撤去

被災建物の解体は所有者が行うものであるが、解体撤去が国庫補助の対象となり、村が解体の必要があると判断し、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについては、村が被災者の申請の受付け、解体撤去の確認、業者への費用支払い等の手続を実施する。

(5) 県、他市町村等への応援要請

村は、災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、資機材等が不足する場合、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。

また、他の市町村等に応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

2 し尿処理

村は、次によりし尿処理を実施する。

(1) 情報の収集及び排出量の推計

村は、断水によりトイレが使用できない場合、避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

(2) 避難所等への仮設（簡易）トイレの設置

村は、避難所等に仮設（簡易）トイレを設置する。仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

(3) し尿の収集

村は、避難所等の仮設（簡易）トイレの状況を把握し、許可業者等に収集、運搬を要請する。

(4) 県、他市町村等への応援要請

ア 村は、し尿の収集、運搬に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合は、他の市町村、山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。

イ 村は、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第14節 文教施設における災害応急計画

地震発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

村	教育部
関係機関	最上教育事務所

1 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。したがって、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、村が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部及び警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防本部及び警察署等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は教育委員会と児童生徒の帰宅について協議する。児童生徒を帰宅させる場合は、教職員による学校での保護者への直接引渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡し基準や条件を詳細にきめておく。

また、児童生徒等の自宅への連絡等、安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

オ その他

被災状況、措置内容について、村（災害対策本部）への連絡及び応援要請を行う。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況等を把握し、教育委員会を通じて速や

かに県に報告する。

(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ア) 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

例 公民館、体育館等

(イ) 災害発生時における児童生徒等の転校手続等の弾力的運用

(ウ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- ・複式授業の実施
- ・昼夜二部授業の実施
- ・県等に対する人的支援の要請
- ・非常勤講師又は臨時講師の発令
- ・教育委員会事務局職員等の応援

(4) 学用品等の給与と調達

村は、学校と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学に支障をきたした小・中学校の児童生徒とする。

イ 学用品の種類等

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

ウ 調達

村は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

(5) 心の健康管理

学校においては、心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者を回復させるため、保護者、医療機関等と連携して心のケア対策を推進する。

2 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じて施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防本部及び警察署等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う）。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、村から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を収容避難所として開放し、その運営に協力する。

3 文化財の応急対策

- (1) 村指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。
 - ア 建造物及び搬出不可能な文化財
防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。
 - イ 搬出可能な文化財
指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた保管場所に搬出する。
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに村教育委員会を經由して県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第15節 要配慮者の応急対策計画

地震による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、村及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

村	健康福祉部
関係機関	大蔵村社会福祉協議会

1 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

村は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

また、避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 地震発生直後の安否確認

村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援、迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 被災状況等の把握

村は、避難所や要配慮者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体の状況
- イ 家族（介護者）有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具（品）の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

村は、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、協定に基づく社会福祉施設への収容を要請するほか、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

村は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

イ 相談体制の整備

村は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

その場合、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

村は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、村は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(6) DWAT(災害派遣福祉チーム)の派遣

村は、必要に応じてDWAT(災害派遣福祉チーム)の派遣を県に要請する。県は、要請を受けた場合、チームを避難所に派遣し、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防本部等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を村及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、村又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、村及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

3 外国人の援護対策

(1) 外国人の援護

村は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

村及び県は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

村及び県は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボラ

ンティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第16節 応急住宅対策計画

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、県及び村等が実施する災害応急対策について定める。

村	地域整備部
関係機関	県

1 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

村は、地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要事項について早急に調査を実施する。

- ア 地震情報及び被害状況
- イ 避難場所の状況
- ウ 被災建築物応急危険度判定（(2) 参照）
- エ 被災宅地危険度判定（(3) 参照）
- オ 被災建築物の被害認定（(4) 参照）
- カ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- キ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ク 村の住宅に関する県への要望事項
- ケ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 被災建築物応急危険度判定

村は、余震等による二次災害を防止するため、県の支援を受けて、被災建築物応急危険度判定を実施する。

- ア 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき行う。
- イ 村は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。
- ウ 判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

(3) 被災宅地危険度判定

村は、敷地の被害の状況により、宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

(4) 被害認定調査

村は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。調査員、資機材等が不足する場合は、県、全国の自治体職員等に応援を要請する。

調査は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果の活用等、適切な手法により実施する。

調査区分	内容
第1次調査	外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。 外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

2 応急仮設住宅の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供する。

また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

応急仮設住宅の供給は下記による。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、村の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(1) 民間賃貸住宅の借上げ

ア 借上げ方法

(ア) 県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給する。

(イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行う。

イ 借上げ住宅の入居者資格等

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
- ・前各号に準ずる者

ウ 入居者の選定

(ア) 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、村が行う。

(イ) この場合、身体障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等、要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

(ウ) 県は、村から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

エ 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年ごとの延長ができる。

オ 入居者への配慮

県は、借上げ住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

村は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(2) 応急仮設住宅の提供

ア 建設用地の選定

(ア) 県は、村に対し、応急仮設住宅の設置戸数に対応する建設用地の選定について協力を依頼する。その際には、必要に応じ応急仮設住宅の建設用地として県有地等を提供する。

(イ) 被災市町村から、建設用地の選定結果について報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめる。

(ウ) 以上の結果等を踏まえ、建設用地を選定する。

イ 規模及び費用

応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。

ウ 建設の時期

応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

エ 入居者の資格

民間賃貸住宅の借上げと同様とする。

オ 入所者の選定

(ア) 応急仮設住宅の入居者の選定は、村が行う。選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮する。

(イ) この場合、障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

(ウ) 県は、村から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。

カ 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年ごとの延長ができる。

(3) 応急仮設住宅の管理

県は、村の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて村に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮する。

村は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(4) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

県、村、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

3 被災住宅の応急修理

県は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図ることとする。

(1) 範囲及び費用

修理対象は、居室、炊事場及びトイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(2) 応急修理期間

原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は村長）が、建築関係業者との直接契約等により、応急修理を実施する。

(4) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力を持っては、応急修理をすることができない次の者であること。

- ・生活保護法の被保険者及び要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障がい者等
- ・前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

村が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

4 建物関係障害物の除去

村は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 範囲及び費用

ア 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は村長）が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力を持っては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- ・生活保護法の被保険者及び要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障がい者等
- ・前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

村が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第17節 災害救助法の適用に関する計画

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この節において「法」という。）に係る県及び村の運用について定める。

村	本部事務局
関係機関	県

1 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（法第2条）。

ア 法適用は市町村単位とする。

イ 原則として同一の原因による災害によるものであること。

ただし、この例外として、

(ア) 同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(イ) 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

ウ 村又は県の人口に応じた一定以上の住家の滅失があること。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、村における具体的適用基準は、次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が、30世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、村の区域内で住家の滅失世帯数が15世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、村の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、内閣府令に定める基準に該当するとき（法施行令第1条第1項第4号）。

2 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼）×1／2＋（床上浸水等）×1／3

(2) 住家滅失の認定

住家滅失の認定基準は、被害認定基準による。

3 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（法第13条第1項）。

(2) 村の役割

村長は、上記（1）により村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する（法第13条第2項）。

4 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである（法第4条第1項及び法施行令第2条）。

なお、県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は市町村長が行うこととしている（法第13条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項）。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 障害物の除去

災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

※キについては、災害援護貸付金等の各種貸付け制度が充実したことから、現在運用されていない。

- (2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第4条第2項）。

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、資料編を参照のこと。この基準については、内閣府令において適宜改定が行われる。

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、村長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議する。

第18節 自発的支援の受入計画

災害発生時に村内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、村、県及び関係機関が実施する対策について定める。

村	健康福祉部、会計部、産業振興部
関係機関	大蔵村社会福祉協議会、日本赤十字社山形県支部

1 災害ボランティア活動

地震による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、県及び村等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

(1) 村災害ボランティア支援本部の設置

村は、大規模な地震が発生した場合、村社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて村ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

(2) 運営

村災害ボランティア支援本部は、関係機関と連携し、次の活動を行う。

なお、村は、共助のボランティア活動と村が実施する救助の調整事務について、村社会福祉協議会が運営する災害ボランティア支援本部に委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

ア ボランティアの受入れ

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ア) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

(イ) 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力をを行うとともに、活動上の安全確保を図る。

2 義援物資の受入・配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、村等が実施する対策について定める。

(1) 基本方針

村は、必要に応じて全国からの義援物資を受け入れる。

受け入れる義援物資は、応援協定等に基づく民間企業・団体、自治体等からの物資とする。

個人からの小口の義援物資については、受入れの対象外とする。

(2) 受入れの周知

村は、被災地のニーズを把握し、必要と認められる場合は、品目リスト及び受入期間をホームページ、報道機関等を通じて公表する。

なお、過剰な義援物資が送付されることを避けるため、報道機関に対しその旨に配慮した情

報提供を要請する。

(3) 受入方法

民間事業・団体、自治体等からのまとまった量の義援物資は、申し出を登録し、村が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。

生鮮品等の保存期間が短い食品は、受入れの対象外とする。

(4) 受入及び保管

受入及び保管は、地域輸送拠点とする。

3 義援金の受入・配分

(1) 受入体制の周知

村、県、他の市町村及び日本赤十字社山形県支部は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入

村は、次により義援金を受け入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者に領収書を発行する。

(3) 配分

ア 県及び村は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体等で構成する義援金配分委員会を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法の工夫等により、できる限り迅速な配分に努める。

イ 県、市町村及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに義援金配分委員会に送金する。

また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、村、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

村	総務部、住民税務部
関係機関	新庄公共職業安定所、県、最上広域市町村圏事務組合消防本部、東北電力株式会社、日本郵便株式会社、山形県社会福祉協議会

1 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、広報

村は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、村役場又は避難所に相談所を開設し、県及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

オ 被災者等生活再建の支援：住宅に関する各種調査の相違点（目的、必要性、実施時期等）、民間保険損害調査との相違点

(3) 罹災証明書等の発行

村は、住家の被害認定調査に基づき、罹災証明書を発行する。火災に関する罹災証明書は、消防本部で取り扱うが、発行場所を村役場等に設定する等、発行の一元化を図る。

また、居住する住宅以外の建物、車両及び家財等が被害を受けたことについて、被災者の届出に基づき被災証明書を発行する。

(4) 被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

村及び関係機関による各種支援は、次のとおりである。

(1) 災害弔慰金

村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

村は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。

村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(4) 災害援護資金の貸付

村は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予・違約金不徴収・据置期間の延長

県は、母子寡婦福祉資金について、必要な措置をとる。

3 雇用の確保等

県及び村は、国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

山形労働局は、被災者に対し次の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口の開設

(2) 離職者の早期再就職の促進

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

(5) 労災保険給付等に関する措置

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

4 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

村及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、村は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

イ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

(2) 災害公営住宅の建設

村は県と連携し、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

(3) 恒久住宅への取組み

村及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終りを待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

5 租税の特例措置

村、県及び国は、災害により被災者の納付すべき地方税及び国税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

6 公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡の無償交付

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。）の料金免除

(2) 貯金事業

被災者救済用寄附金（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。）送金のための郵便振替料金免除

(3) 電気通信事業

ア 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1カ月未満は日割り計算）とする。）の減免

イ 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免

(4) 電気事業

災害救助法が適用された市町村及び同法が適用された市町村に隣接する市町村の被災者から申し出があった場合（罹災証明書の提出等）、経済産業大臣の認可を受けて料金の免除等の措置が実施される。

7 被災者への各種措置の周知

村、県及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第2節 金融支援計画

地震により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県及び村が実施する金融支援対策について定める。

村	産業振興部
関係機関	県、もがみ中央農業協同組合、最上広域森林組合

1 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

村及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたものに対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

村及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する。

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

村及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

村及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付資付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

村及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

村及び県は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧

に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

2 中小企業関係

(1) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。

- ア 山形県商工業振興資金（災害対策資金）
- イ 災害貸付（日本政策金融公庫）
- ウ 災害復旧貸付（日本政策金融公庫）
- エ 災害復旧貸付（商工組合中央金庫）

(2) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

村及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(3) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

村及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(4) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各種広報手段を活用した周知

村及び県は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

村及び県は、被害の状況に応じ、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3節 公共施設等災害復旧計画

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の調査及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

村	各部
関係機関	県

1 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を村又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は出先機関）に対し速やかに報告する。

また、村は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

〈災害復旧事業一覧〉

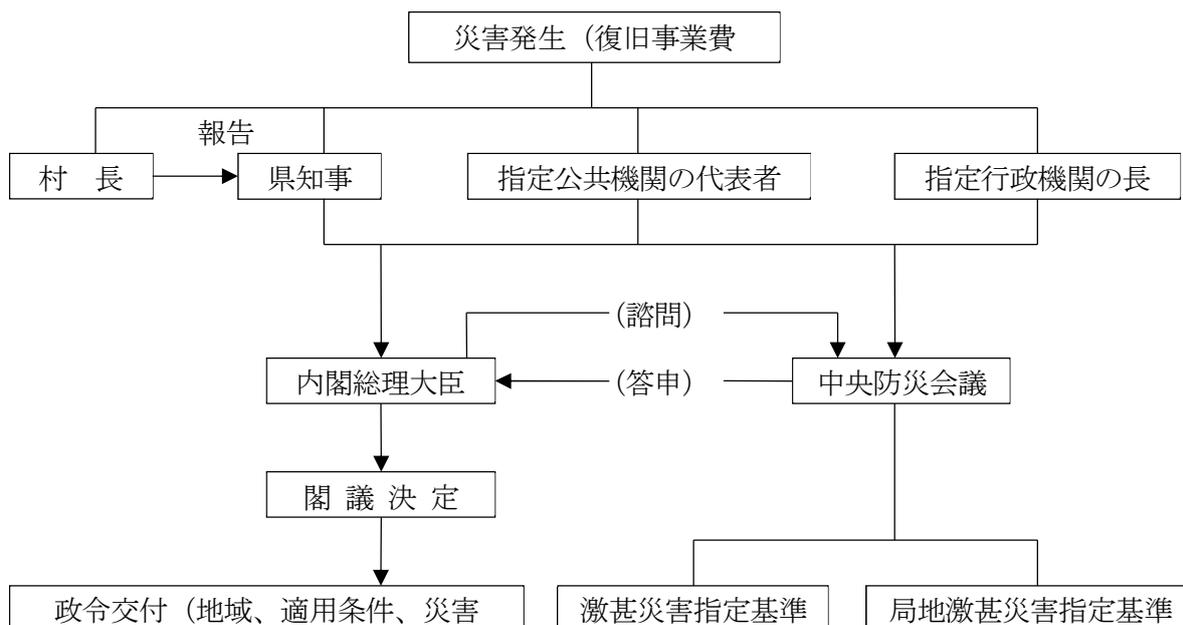
災害復旧事業名	対象施設等
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川管理施設、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設、公立社会教育施設、私立学校施設、文化財
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱) (循環型社会形成推進交付金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)	社会福祉施設等 廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業） 浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業） 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	都市排水施設等、街路施設
(6) 公営住宅等災害復旧事業（公営住宅法）	災害公営住宅の建設、既設公営住宅
(7) その他の災害復旧事業 中小企業（激甚法）	中小企業共同施設
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務	

② 普通交付税に係る業務	
③ 地方債に係る業務	

2 激甚災害指定の調査と推進

県は、被害状況報告に基づいて市町村の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。



3 災害復旧関係技術職員等の確保

村において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

4 資金計画

村は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

5 国による権限の代行

村は、村が管理する準用河川（一級河川又は二級河川以外の河川で村長が指定したもの）における河川の改良若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施が困難な場合に国に要請する。

国は、村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工

事を村に代わって行うことができる権限代行制度を適用し、支援を行う。

また、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は村が管理する準用河川の維持についても、同様の措置をとる。

第4節 災害復興計画

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、県及び村が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

村	各部
関係機関	県

1 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、村及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

村及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期するため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

2 復興基本方針の決定

村及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

3 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

村及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園等の都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

県は、必要に応じて、国の復興基本方針に即して県復興方針を定める。

村は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

国土交通省及び県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県及び村は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

県及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

4 復興事業の実施

村、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- (1) 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備
- (2) 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- (3) 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

5 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

村は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進する。